

## 産業災害補償保険法

[施行 2018. 12. 13]

[法律第 15665 号、2018. 6. 12, 一部改正]

雇用労働部（産災補償政策課）044-202-7705

HP－法令 76

### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、産業災害補償保険事業を施行し、勤労者の業務上災害を迅速かつ公正に補償し、災害勤労者のリハビリ及び社会復帰を促進するためにこれに関して必要な保険施設を設置・運営し、災害予防及びその他の勤労者の福祉増進のための事業を実施して勤労者保護に資することを目的とする。

(保険の管掌と保険年度)

#### 第 2 条

- (1) この法律による産業災害補償保険事業（以下「保険事業」という。）は、雇用労働部長官が掌握〔管掌〕する。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) この法律による保険事業の保険年度は、政府の会計年度による。

(国家の富談及び支援)

#### 第 3 条

- (1) 国家は、会計年度ごとに予算の範囲内で、保険事業の事務執行にかかる費用を一般会計により負担しなければならない。
- (2) 国家は、会計年度ごとに予算の範囲内で、保険事業にかかる費用の一部を支援することができる。

(保険料)

第 4 条 この法律による保険事業にかかる費用に充当するために徴収する保険料及びその他の徴収金に関しては、「雇用保険及び産業災害補償保険の保険料徴収等に関する法律」（以下「保険料徴収法」という。）で定めるところによる。

(定義)

第 5 条 この法律で使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(改正 2010. 1. 27、2010. 5. 20、2010. 6. 4、2012. 12. 18、2017. 10. 24、2018. 6. 12)

1. 「業務上災害」とは、業務上の事由による勤労者の負傷・疾病・障害又は死亡をいう。
2. 「勤労者」・「賃金」・「平均賃金」・「通常賃金」とは、それぞれ「勤労基準法」による「勤労者」・「賃金」・「平均賃金」・「通常賃金」をいう。ただし、「勤労基準法」により「賃金」又は「平均賃金」を決めることが困難であると認められるとき、雇用労働部長官が定めて告示する金額を当該「賃金」又は「平均賃金」とする。
3. 「遺族」とは、死亡した者の配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。以下の同じ。）・子供・両親・孫・祖父母又は兄弟姉妹をいう。
4. 「治癒」とは、負傷又は疾病が完治し、又は治療の効果をこれ以上期待できずその症状が固定された状態になったことをいう。
5. 「障害」とは、負傷又は疾病が治癒したものの、精神的又は肉体的き損により労働能力が喪失し、又は低減した状態をいう。
6. 「重症療養状態」とは、業務上の負傷又は疾病による精神的又は肉体的き損により労働能力が喪失し、又は低減した状態であってその負傷又は疾病が治癒してない状態をいう。
7. 「じん肺」とは、粉じんを吸入して肺に生じた繊維増殖性変化を主な症状とする疾病をいう。
8. 「出退勤」とは、就業に関連した住居と就業場所の間の移動又はある就業場所から他の就業職場場所への移動をいう。

（適用範囲）

第6条 この法律は、勤労者を使用するすべての事業又は事業場（以下「事業」という。）に適用する。ただし、危険率・規模及び場所等を考慮して大統領令で定める事業に関しては、この法律を適用しない。

（保険関係の成立・消滅）

第7条 この法律による保険関係の成立及び消滅に関しては、保険料徴収法で定めるところによる。

（産業災害補償保険及び予防審議委員会）

第8条

- （1）産業災害補償保険及び予防に関する重要事項を審議させるために、雇用労働部に産業災害補償保険及び予防審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。（改正 2009. 10. 9、2010. 6. 4）
- （2）委員会は、勤労者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者で構成するものとし、その数はそれぞれの同数とする。
- （3）委員会は、その審議事項を検討して委員会の審議を補助させるために、委員会に専門委員会を置くことができる。（改正 2009. 10. 9）
- （4）委員会及び専門委員会の組織・機能及び運営に必要な事項は、大統領令で定める。

(改正 2009. 10. 9)

[題名改正 2009. 10. 9]

(保険事業関連調査・研究)

## 第 9 条

(1) 雇用労働部長官は、保険事業を効率的に管理・運営するために、調査・研究事業等ができる。

(改正 2010. 6. 4)

(2) 雇用労働部長官は、必要があると認められるときは、前項による業務の一部を大統領令で定める者に代行させることができる。

(改正 2010. 6. 4)

## 第 2 章 勤労福祉公団

(勤労福祉公団の設立)

第 10 条 雇用労働部長官の委託を受けて第 1 条の目的を達成するための事業を効率的に遂行するために、勤労福祉公団（以下「公団」という。）を設立する。

(改正 2010. 6. 4)

(公団の事業)

## 第 11 条

(1) 公団は、次の各号の事業を遂行する。

(改正 2010. 1. 27, 2015. 1. 20)

1. 保険加入者及び受給権者に関する記録の管理・維持
2. 保険料徴収法による保険料及びその他の徴収金の徴収
3. 保険給与の決定及び支給
4. 保険給与決定等に関する審査請求の審理・決定
5. 産業災害補償保険施設の設置・運営
- 5の2. 業務上災害を被った勤労者等の療養及びリハビリ
- 5の3. リハビリ補助器具の研究開発・検定及び普及
- 5の4. 保険給与決定及び支給のための業務上疾病に関連する研究
- 5の5. 勤労者等の健康を維持・増進するために必要な健康診断等の予防事業
6. 勤労者の福祉増進のための事業
7. その他の政府から委託された事業
8. 前 7 号による事業に付帯する事業

(2) 公団は、前項第 5 号の 2 から第 5 号の 5 までの事業のために医療機関、研究機関等を設置・運営することができる。

(新設 2010. 1. 27, 2015. 1. 20)

(3) 第 1 項第 3 号による事業の実施に必要な諮問をするために、公団に関係専門家等で構成される保険給与諮問委員会を置くことができる。

(改正 2010. 1. 27)

(4) 前項による保険給与諮問委員会の構成及び運営に必要な事項は、公団が定める。

(改正 2010. 1. 27)

(5) 政府は、予算の範囲内で、公団の事業及び運営に必要な費用を出捐することができる。

(新設 2015. 1. 20)

(法人格)

第 12 条 公団は、法人とする。

(事務所)

第 13 条

(1) 公団の主な事務所の所在地は、定款で定める。

(2) 公団は、必要であるときは、定款で定めるところにより分事務所〔従たる事務所〕を置くことができる。

(定款)

第 14 条

(1) 公団の定款には、次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 目的
2. 名称
3. 主な事務所と分事務所に関する事項
4. 役職員に関する事項
5. 理事会に関する事項
6. 事業に関する事項
7. 予算及び決算に関する事項
8. 資産及び会計に関する事項
9. 定款の変更に関する事項
10. 内部規程の制定・改正及び廃止に関する事項
11. 公告に関する事項

(2) 公団の定款は、雇用労働部長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同じ。

(改正 2010. 6. 4)

(設立登記)

第 15 条 公団は、その主な事務所の所在地で設立登記をすることにより成立する。

(役員)

## 第16条

- (1) 公団の役員は、理事長1人及び常任理事4人を含む15人以内の理事及び監事1人とする。  
(改正 2010. 1. 27)
- (2) 理事長・常任理事及び監事の任免に関しては、「公共機関の運営に関する法律」第26条による。  
(改正 2010. 1. 27)
- (3) 非常任理事（次項により当然非常任理事として選任される者を除く。）は、次の各号のいずれか一つに該当する者のうちから、「公共機関の運営に関する法律」第26条第3項により雇用労働部長官が任命する。この場合において、第1号と第2号に該当する非常任理事は同数とするものとし、労使いずれか一方が推薦しない場合は、この限りでない。  
(新設 2010. 1. 27、2010. 5. 20、2010. 6. 4)
1. 総連合団体である労働組合が推薦する者
  2. 全国を代表する使用者団体が推薦する者
  3. 社会保険又は勤労福祉事業に関する学識及び経験が豊富な者であって「公共機関の運営に関する法律」第29条による役員推薦委員会が推薦する者
- (4) 当然非常任理事として選任される者は、次の各号のとおりとする。  
(新設 2010. 1. 27、2010. 6. 4)
1. 企画財政部において公団予算業務を担当する3級公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員のうちから企画財政部長官が指名する1人
  2. 雇用労働部において産業災害補償保険業務を担当する3級公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員のうちから雇用労働部長官が指名する1人
- (5) 非常任理事には、報酬を支給しない。ただし、職務遂行に要する実費は、支給できる。  
(改正 2010. 1. 27)

## (役員任期)

- 第17条 理事長の任期は3年にして、イザワ監査（感謝）の任期は2年にするものの、それぞれ1年単位で再任することができる。  
(改正 2010. 1. 27)

## (役員職務)

## 第18条

- (1) 理事長は、公団を代表して公団の業務を総括する。
- (2) 常任理事は、定款で定めるところにより、公団の業務を分掌し、理事長に事故があるときは、定款で定める順序により、その職務を代行する。
- (3) 監事は、公団の業務及び会計を監査する。

## (役員欠格事由と当然退職)

第 19 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、公団の役員になれない。

1. 「国家公務員法」第 33 条各号のいずれか一つに該当する者
2. 「公共機関の運営に関する法律」第 34 条第 1 項第 2 号に該当する者

[条文改正 2010. 1. 27]

(役員解任)

第 20 条 役員解任に関しては、「公共機関の運営に関する法律」第 22 条第 1 項、第 31 条第 6 項、第 35 条第 2 項・第 3 項、第 36 条第 2 項及び第 48 条第 4 項・第 8 項による。

[条文改正 2010. 1. 27]

(役員兼職制限等)

第 21 条

(1) 公団の常任役員及び職員は、その職務のほか営利を目的とする業務に従事できない。

(改正 2010. 1. 27)

(2) 常任役員が「公共機関の運営に関する法律」第 26 条による任命権者又は推薦権者の許可を受けた場合及び職員が理事長の許可を受けた場合は、非営利目的の業務を兼ねることができる。

(新設 2010. 1. 27)

(3) 公団の役員又はその職にあった者は、その職務上知り得た秘密を漏洩してはならない。

(改正 2010. 1. 27)

(理事会)

第 22 条

(1) 公団に「公共機関の運営に関する法律」第 17 条第 1 項各号の事項を審議・議決するために理事会を置く。

(2) 理事会は、理事長を含む理事で構成する。

(3) 理事長は、理事会の議長となる。

(4) 理事会の会議は、理事会議長又は在籍理事の 3 分の 1 以上の要求により招集し、在籍理事の過半数の賛成で議決する。

(5) 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

[条文改正 2010. 1. 27]

(職員任免及び代理人の選任)

第 23 条

(1) 理事長は、定款で定めるところにより、公団の職員を任命し、又は解任する。

(2) 理事長は、定款で定めるところにより、職員のうちで業務に関する裁判上の行為又は裁判以

外の行為をすることができる権限を有する代理人を選任することができる。

(罰則適用での公務員擬制)

第 24 条 公団の役員及び職員は、「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定による罰則の適用については、公務員とみなす。

(業務の指導・監督)

第 25 条

- (1) 公団は、大統領令で定めるところにより、会計年度ごとに事業運営計画及び予算に関して雇用労働部長官の承認を受けなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 公団は、会計年度ごとに会計年度が終了した後 2 カ月以内に、事業実績及び決算を雇用労働部長官に報告しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 雇用労働部長官は、公団に対して、その事業に関する報告を命じ、又は事業若しくは財産の状況を検査でき、必要であると認めるときは、定款を変更するように命じる等監督上必要な措置ができる。 (改正 2010. 6. 4)

(公団の会計)

第 26 条

- (1) 公団の会計年度は、政府の会計年度による。
- (2) 公団は、保険事業に関する会計を公団の他の会計と区分して会計処理しなければならない。 (改正 2018. 6. 12)
- (3) 公団は、雇用労働部長官の承認を受けて、会計規程を定めなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

(公団の収入)

第 26 条の 2 公団の収入は、次の各号のとおりとする。

1. 政府及び政府以外の者から受けた出資金又は寄付金
2. 第 11 条による公団の事業の遂行により発生した収入及び付帯収入
3. 第 27 条による借入金及び移入引当金
4. 第 28 条による余剰金
5. その他の収入金

[本条新設 2018. 6. 12]

(資金の借入等)

第 27 条



(1) 公団は、第 11 条による事業のために必要でるときは、雇用労働部長官の承認を受けて、資金の借入れ（国際機構・外国政府又は外国人からの借入を含む。）をすることができる。

（改正 2010. 6. 4）

(2) 公団は、会計年度ごとに保険事業と関連して支出が収入を超過することとなったときは、第 99 条による責任準備金の範囲内で雇用労働部長官の承認を受けて、第 95 条による産業災害補償保険及び予防基金から移入して充当することができる。

（改正 2010. 6. 4）

（余剰金の処理）

第 28 条 公団は、会計年度ごとに決算上余剰金があるときは、公団の会計規程で定めるところにより、会計別に区分して損失金を補填し、残りは積み立てなければならない。

（権限又は業務の委任・委託）

第 29 条

(1) この法律による公団理事長の代表権限のうち一部を、大統領令で定めるところにより、公団の分事務所（以下「所属機関」という。）の長に委任することができる。

(2) この法律による公団の業務のうち一部を、大統領令で定めるところにより、通信官署又は金融機関に委託することができる。

（手数料等の徴収）

第 30 条 公団は、第 11 条による事業に関して、雇用労働部長官の承認を受けて、公団施設の利用料及び業務委託手数料等その事業に必要な費用を受益者に負担させることができる。

（改正 2010. 6. 4）

（資料提供の要請）

第 31 条

(1) 公団は、保険事業を効率的に遂行するために必要があるときは、国税庁・地方自治体等関係行政機関及び保険事業と関連する機関・団体等に必対して、必要な資料の提供を要請することができる。

(2) 前項により資料の提供を要請された関係行政機関及び関連機関・団体等は、正当な理由なくその要請を拒否することはできない。

(3) 第 1 項により公団に提供される資料については、手数料及び使用料等を免除する。

（出資等）

第 32 条

(1) 公団は、公団の事業を効率的に遂行するために必要があるときは、第 11 条第 1 項第 5 号・第



5号の2から第5号の5まで・第6号及び第7号による事業に出資し、又は出捐することができる。（改正2010.1.27, 2015.1.20）

（2）前項による出資・出演に必要な事項は、大統領令で定める。

### 第33条 削除（2010.1.27）

（類似名称の使用禁止）

第34条 公団ではない者は、勤労福祉公団又はこれと類似の名称を使用できない。

[条文改正2010.1.27]

（「民法」の準用）

第35条 公団に関しては、この法律及び「公共機関の運営に関する法律」に規定されたもののほかは、「民法」中財団法人に関する規定を準用する。（改正2010.1.27）

## 第3章 保険給与〔給付〕

（保険給与の種類と算定基準等）

### 第36条

（1）保険給与の種類は、次の各号のとおりとする。ただし、じん肺による保険給与の種類は、第1号の療養給与、第4号の看病給与、第7号の葬儀費、第8号の職業リハビリ給与、第91条の3によるじん肺補償年金及び第91条の4によるじん肺遺族年金とする。（改正2010.5.20）

1. 療養給与
2. 休業給与
3. 障害給与
4. 看病給与
5. 遺族給与
6. 傷病補償年金
7. 葬儀費
8. 職業リハビリ給与

（2）前項による保険給与は、第40条、第52条から第57条まで、第60条から第62条まで、第66条から第69条まで、第71条、第72条、第91条の3及び第91条の4による保険給与を受けることができる者（以下「受給権者」という。）の請求により支給する。（改正2010.5.20）

（3）保険給与を算定する場合において、当該勤労者の平均賃金を算定しなければならない事由が発生した日から1年が過ぎた以後は毎年全体の勤労者の賃金平均額の増減率により平均賃金を増減するものとし、その勤労者の年齢が60歳に到達した以後は消費者物価変動率により平

- 均賃金を増減する。ただし、第6項により算定した金額を平均賃金とみなすじん肺に罹った勤労者に対する保険給与を除く。(改正 2010. 5. 20)
- (4) 前項による全体の勤労者の賃金平均額の増減率及び消費者物価変動率の算定基準及び方法は、大統領令で定める。この場合において、算定された増減率及び変動率は毎年雇用労働部長官が告示する。(改正 2010. 6. 4)
- (5) 保険給与（じん肺補償年金及びじん肺遺族年金を除く。）を算定するときは、当該勤労者の勤労形態が特異であって平均賃金を適用することが適当でないと認められる場合として大統領令で定める場合は、大統領令で定める算定方法により算定した金額を平均賃金とする。(改正 2010. 5. 20)
- (6) 保険給与を算定するとき、じん肺等大統領令で定める職業病により保険給与を受けることとなる勤労者にその平均賃金を適用することが勤労者の保護に適当でないと認められるときは、大統領令で定める算定方法により算定した金額をその勤労者の平均賃金とする。(改正 2010. 5. 20)
- (7) 保険給与（葬儀費を除く。）を算定するとき、その勤労者の平均賃金又は前4項の規定により保険給与の算定基準になる平均賃金が「雇用政策基本法」第17条の雇用構造及び人材需要等に関する統計による常用勤労者5人以上事業体の全体の勤労者の賃金平均額の1.8倍（以下「最高補償基準金額」という。）を超過し、又は2分の1（以下「最低補償基準金額」という。）より少ないときは、その最高補償基準金額又は最低補償基準金額をそれぞれその勤労者の平均賃金とするものの、最低補償基準金額が「最低賃金法」第5条第1項による時間給最低賃金額に8を乗じた金額（以下「最低賃金額」という。）より少ないときはその最低賃金額を最低補償基準金額とする。ただし、休業給与及び傷病補償年金を算定するときは、最低補償基準金額を適用しない。(改正 2018. 6. 12)
- (8) 最高補償基準金額及び最低補償基準金額の算定方法及び適用期間は、大統領令で定める。この場合において、算定された最高補償基準金額又は最低補償基準金額は、毎年雇用労働部長官が告示する。(改正 2010. 6. 4)

(業務上災害の認定基準)

### 第37条

- (1) 勤労者が次の各号のいずれか一つに該当する事由により負傷・疾病又は障害が発生し、又は死亡したときは、業務上災害であるとみなす。ただし、業務と災害との間に相当因果関係がない場合は、この限りでない。(改正 2010. 1. 27, 2017. 10. 24)

#### 1. 業務上事故

- カ. 勤労者が勤労契約による業務及びそれに沿う行為をしている間において発生した事故  
ナ. 事業主が提供した施設等を利用している間において、その施設等の欠陥又は管理不備により発生した事故

ダ. 削除 (2017. 10. 24)

ラ. 事業主が主管し、又は事業主の指示により参加した行事又は行事の準備中に発生した事故

マ. 休憩時間中において、事業主の支配管理下にあるとみなすことができる行為により発生した事故

バ. その他の業務と関連して発生した事故

## 2. 業務上疾病

カ. 業務遂行過程で物理的因子、化学物質、粉じん、病原体、身体に負担を与える業務等勤労者の健康に障害を起すことができる要因を取り扱い、又はそれに露出して発生した疾病

ナ. 業務上負傷が原因になって発生した疾病

ダ. その他の業務と関連して発生した疾病

## 3. 出退勤災害

カ. 事業主が提供した交通手段又はそれに準ずる交通手段を利用する等事業主の支配管理下で出退勤する中で発生した事故

ナ. その他の通常の経路及び方法により出退勤する中で発生した事故

(2) 勤労者の故意・自害行為若しくは犯罪行為又はそれが原因となって発生した負傷・疾病・障害又は死亡は、業務上災害とみなさない。ただし、その負傷・疾病・障害又は死亡が、正常な認識能力等が明確に低下した状態である行為により発生した場合であって大統領令で定める事由があるときは、業務上災害とみなす。

(3) 第1項第3号ナの事故のうち出退勤経路の逸脱又は中断がある場合には、当該逸脱又は中断中の事故及びその後の移動中の事故に関しては、出退勤災害とみなさない。ただし、逸脱又は中断が日常生活に必要な行為として大統領令で定める理由がある場合には、出退勤災害とみなす。  
(新設 2017. 10. 24)

(4) 出退勤経路及び方法が一定でない職種であって大統領令で定める場合には、第1項第3号ナによる出退勤災害を適用しない。  
(新設 2017. 10. 24)

(5) 業務上災害の具体的な認定基準は、大統領令で定める。

[2017. 10. 24. 法律第 14933 号によって 2016. 9. 29. 憲法裁判所で憲法不合法決定されたこの条第1項第1号蘇芳を削除する。]

### (業務上災害の認定基準)

#### 第 37 条

(1) 勤労者が次の各号のいずれか一つに該当する事由により負傷・疾病又は障害が発生し、又は死亡したときは、業務上災害であるとみなす。ただし、業務と災害との間に相当因果関係がない場合は、この限りでない。  
(改正 2010. 1. 27, 2017. 10. 24, 2019. 1. 15)

## 1. 業務上事故

カ. 勤労者が勤労契約による業務及びそれに沿う行為をしている間において発生した事故

ナ. 事業主が提供した施設等を利用している間において、その施設等の欠陥又は管理不備により発生した事故

ダ. 削除 (2017. 10. 24)

ラ. 事業主が主管し、又は事業主の指示により参加した行事又は行事の準備中に発生した事故

マ. 休憩時間中において、事業主の支配管理下にあるとみなすことができる行為により発生した事故

バ. その他の業務と関連して発生した事故

## 2. 業務上疾病

カ. 業務遂行過程で物理的因子、化学物質、粉じん、病原体、身体に負担を与える業務等勤労者の健康に障害を起すことができる要因を取り扱い、又はそれに露出して発生した疾病

ナ. 業務上負傷が原因になって発生した疾病

ダ. 「勤労基準法」第 76 条の 2 による職場内いじめ、顧客の暴言等による業務上精神的ストレスが原因となって発生した疾病

ラ. その他の業務と関連して発生した疾病

## 3. 出退勤災害

カ. 事業主が提供した交通手段又はそれに準ずる交通手段を利用する等事業主の支配管理下で出退勤する中で発生した事故

ナ. その他の通常の経路及び方法により出退勤する中で発生した事故

(2) 勤労者の故意・自害行為若しくは犯罪行為又はそれが原因となって発生した負傷・疾病・障害又は死亡は、業務上災害とみなさない。ただし、その負傷・疾病・障害又は死亡が、正常な認識能力等が明確に低下した状態である行為により発生した場合であって大統領令で定める事由があるときは、業務上災害とみなす。

(3) 第 1 項第 3 号ナの事故のうち出退勤経路の逸脱又は中断がある場合には、当該逸脱又は中断中の事故及びその後の移動中の事故に関しては、出退勤災害とみなさない。ただし、逸脱又は中断が日常生活に必要な行為として大統領令で定める理由がある場合には、出退勤災害とみなす。  
(新設 2017. 10. 24)

(4) 出退勤経路及び方法が一定でない職種であって大統領令で定める場合には、第 1 項第 3 号ナによる出退勤災害を適用しない。  
(新設 2017. 10. 24)

(5) 業務上災害の具体的な認定基準は、大統領令で定める。  
(改正 2017. 10. 24)

[2017. 10. 24. 法律第 14933 号によって 2016. 9. 29. 憲法裁判所で憲法不合致決定されたこの条第 1 項第 1 号蘇芳を削除する。]

## [施行日:2019.7.16]第37条

(業務上疾病判定委員会)

## 第38条

- (1) 前条第1項第2号による業務上疾病の認定の可否を審議するために、公団の所属機関に業務上疾病判定委員会（以下「判定委員会」という。）を置く。
- (2) 判定委員会の審議から除外される疾病及び判定委員会の審議手続きは、雇用労働部令で定める。 (改正 2010.6.4)
- (3) 判定委員会の構成及び運営に必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010.6.4)

(死亡の推定)

## 第39条

- (1) 事故が発生した船舶又は航空機にあった勤労者の生死が明らかにならず、又は航行中である船舶又は航空機にあった勤労者が行方不明若しくはその他の理由でその生死が明らかにならないときは、大統領令で定めるところにより、死亡したものと推定して、遺族給与及び葬儀費に関する規定を適用する。
- (2) 公団は、前項による死亡の推定により保険給与を支給した後にその勤労者の生存が確認されたときは、その給与を受けた者が善意である場合は受けた金額を、悪意である場合は受けた金額の2倍に相当する金額を徴収しなければならない。

(療養給与)

## 第40条

- (1) 療養給与は、勤労者が業務上の事由により負傷し、又は疾病に罹った場合に、その勤労者に支給する。
- (2) 前項による療養給与は、第43条第1項による産災保険医療機関において療養させる。ただし、やむを得ない場合は、療養に代えて療養費を支給できる。
- (3) 第1項の場合において、負傷又は疾病が3日以内の療養で治癒したときは、療養給与を支給しない。
- (4) 第1項の療養給与の範囲は、次の各号のとおりとする。 (改正 2010.6.4)
  1. 診察及び検査
  2. 薬剤又は診療材料及び義肢その他の補助器の支給
  3. 処置、手術、その他の治療
  4. リハビリ治療
  5. 入院
  6. 看護及び看病

## 7. 移送

## 8. その他の雇用労働部令で定める事項

- (5) 第 2 項及び前項による療養給与の範囲及び費用等療養給与の算定基準は、雇用労働部令で定める。  
(改正 2010. 6. 4)
- (6) 業務上災害を被った勤労者が療養する産災保険医療機関が第 43 条第 1 項第 2 号による上級総合病院である場合は、「応急医療に関する法律」第 2 条第 1 号による急病患者又はその他のやむを得ない理由がある場合を除き、その勤労者が上級総合病院において療養する必要がある旨の医学的所見がなければならない。  
(改正 2010. 5. 20)

## (療養給与の申請)

## 第 41 条

- (1) 前条第 1 項による療養給与（じん肺による療養給与を除く。以下この条において同じ。）を受けようとする者は、所属事業場、災害発生経緯、その災害に関する医学的所見、その他の雇用労働部令で定める事項を記載した書類を添付して公団に療養給与の申請をしなければならない。この場合は、療養給与申請の手続き及び方法は、雇用労働部令で定める。  
(改正 2010. 5. 20.、2010. 6. 4)
- (2) 勤労者を診療した第 43 条第 1 項による産災保険医療機関は、その勤労者の災害が業務上災害と判断されるときは、その勤労者の同意を受けて、療養給与の申請を代行することができる。

## (健康保険の事前適用)

## 第 42 条

- (1) 前条第 1 項により療養給与の申請をした者は、公団がこの法律による療養給与に関する決定をする前は、「国民健康保険法」第 41 条による療養給与又は「医療給与法」第 7 条による医療給与（以下「健康保険療養給与等」という。）を受けることができる。（改正 2011. 12. 31）
- (2) 前項により健康保険療養給与等を受けた者が、「国民健康保険法」第 44 条又は「医療給与法」第 10 条による本人一部負担金を産災保険医療機関に納付した後、この法律による療養給与受給権者と決定された場合は、その納付した本人一部負担金のうち第 40 条第 5 項による療養給与に該当する金額を公団に請求することができる。  
(改正 2011. 12. 31)

## (産災保険医療機関の指定及び指定取消等)

## 第 43 条

- (1) 業務上災害を被った勤労者の療養を担当する医療機関（以下「産災保険医療機関」という。）は、次の各号のとおりとする。（改正 2010. 1. 27, 2010. 5. 20., 2010. 6. 4, 2015. 5. 18）
1. 第 11 条第 2 項により公団に置く医療機関
  2. 「医療法」第 3 条の 4 による上級総合病院



3. 「医療法」第3条による医療機関及び「地域保健法」第7条による保健所（「地域保健法」第8条による保健医療院を含む。以下同じ。）であって、雇用労働部令で定める人材・施設等の基準に該当する医療機関又は保健所のうち公団が指定した医療機関又は保健所
- (2) 公団は、前項第3号により医療機関及び保健所を産災保険医療機関に指定するときは、次の各号の要素を考慮しなければならない。
1. 医療機関又は保健所の人材・施設・装備及び診療科目
  2. 産災保険医療機関の地域別分布
- (3) 公団は、第1項第2号及び第3号による産災保険医療機関が次の各号のいずれか一つの理由に該当したときは、その指定を取り消し（第1項第3号の場合のみ該当する。）、又は12ヶ月の範囲内で業務上災害を被った勤労者を診療できないようにする診療制限措置又は改善命令（以下「診療制限等の措置」という。）をすることができる。
1. 業務上災害と関連した事項を偽り又はその他の不正な方法により診断し、又は証明した場合
  2. 第45条による診療費を偽り又はその他の不正な方法により請求した場合
  3. 第50条による評価の結果、指定取消又は診療制限等の措置が必要である場合
  4. 「医療法」違反又はその他の理由により医療業を一時的又は永久的にできなくなり、又は所属する医師が医療行為を一時的又は永久的にできなくなった場合
  5. 第1項第3号による人材・施設等の基準を満たさなくなった場合
  6. 診療制限等の措置に違反した場合
- (4) 前項により指定が取消になった産災保険医療機関は、指定が取消になった日から1年の範囲内で雇用労働部令で定める期間は、産災保険医療機関として再び指定を受けることはできない。（新設 2010. 1. 27., 2010. 6. 4）
- (5) 公団は、第1項第2号及び第3号による産災保険医療機関が次の各号のいずれか一つの理由に該当したときは、12ヶ月の範囲内で診療制限等の措置ができる。
- (改正 2010. 1. 27, 2010. 5. 20)
1. 第40条第5項及び第91条の9第3項による療養給与の算定基準に違反して第45条による診療費を不当に請求した場合
  2. 第45条第1項に違反して、公団ではない者に診療費を請求した場合
  3. 第47条第1項による診療計画を提出しなかった場合
  4. 第118条による報告、提出要求又は調査に応じなかった場合
  5. 産災保険医療機関の指定条件に違反した場合
- (6) 公団は、第3項又は前項により指定を取り消し、又は診療制限措置を行おうとする場合は、聴聞を実施しなければならない。（改正 2010. 1. 27）
- (7) 第1項第3号による指定手続き、第3項及び第5項による指定の取消又は診療制限等の措置の基準及び手続きは、雇用労働部令で定める。（改正 2010. 1. 27., 2010. 6. 4）



(産災保険医療機関に対する課徴金等)

#### 第 44 条

- (1) 公団は、前条第 3 項第 1 号・第 2 号及び同条第 5 項第 1 号のうちいずれか一つに該当する理由により診療制限措置をしなければならない場合であつて、その診療制限措置がその産災保険医療機関を利用する勤労者に著しい不便を与え、又はその他の特別な理由があると認められるときは、その診療制限措置に代えて、偽り若しくは不正な方法により支給させようとした保険給与の金額又は偽り若しくは不正・不当に支給された診療費の 5 倍以下の範囲内で課徴金を賦課することができる。 (改正 2010. 1. 27)
- (2) 前項により課徴金を賦課する違反行為の種類及び違反程度等による課徴金の金額等に関する事項は、大統領令で定める。
- (3) 第 1 項により課徴金賦課処分を受けた者が課徴金を期限内に納付しないときは、雇用労働部長官の承認を受けて、国税滞納処分の例により徴収する。 (改正 2010. 1. 27.、2010. 6. 4)

(診療費の請求等)

#### 第 45 条

- (1) 産災保険医療機関が第 40 条第 2 項又は第 91 条の 9 第 1 項により療養を実施し、それにかかる費用 (以下「診療費」という。)を受けようとするときは、公団に請求しなければならない。 (改正 2010. 5. 20)
- (2) 前項により請求された診療費に関する審査及び決定、支給方法及び支給手続きは、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)

(薬剤費の請求等)

#### 第 46 条

- (1) 公団は、第 40 条第 4 項第 2 号による薬剤の支給を「薬事法」第 20 条により登録した薬局を通じて行うことができる。
- (2) 前項による薬局が薬剤費を受けようとするときは、公団に請求しなければならない。
- (3) 第 2 項により請求された薬剤費に関する審査及び決定、支給方法及び支給手続きは、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)

(診療計画の提出)

#### 第 47 条

- (1) 産災保険医療機関は、第 41 条又は第 91 条の 5 により療養給与を受けている勤労者の療養期間を延長する必要があるときは、その勤労者の傷病経過、治療予定期間及び治療方法等を記載した診療計画を、大統領令で定めるところにより、公団に提出しなければならない。

(改正 2010. 5. 20)

- (2) 公団は、前項により提出された診療計画が適切かどうかを審査し、産災保険医療機関に対して治療期間の変更を命じる等大統領令で定める必要な措置（以下「診療計画変更措置等」という。）をすることができる。

(転院療養)

#### 第 48 条

- (1) 公団は、次の各号のいずれか一つに該当する理由があるときは、療養中である勤労者を他の産災保険医療機関に移して療養させることができる。 (改正 2010. 5. 20)

1. 療養中である産災保険医療機関の人材・施設等がその勤労者の専門的な治療又はリハビリ治療に適合せず、他の産災保険医療機関に移す必要がある場合
2. 生活根拠地で療養するために他の産災保険医療機関に移す必要がある場合
3. 第 43 条第 1 項第 2 号による上級総合病院における専門的な治療後、他の産災保険医療機関に移す必要がある場合
4. その他の大統領令で定める手順を踏んでやむを得ない理由があると認められる場合

- (2) 療養中である勤労者は、前項第 1 号から第 3 号までのいずれか一つに該当する理由があるときは、公団に転院療養を申請することができる。

(追加傷病療養給与の申請)

- 第 49 条 業務上災害で療養中である勤労者は、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、その負傷又は疾病（以下「追加傷病」という。）に対する療養給与を申請することができる。

1. その業務上災害で既に発生した負傷又は疾病が追加で発見され、療養が必要な場合
2. その業務上災害で発生した負傷又は疾病が原因となって新しい疾病が発生し、療養が必要な場合

(再療養)

#### 第 51 条

- (1) 第 40 条による療養給与を受けた者が、治癒後療養の対象になった業務上の負傷又は疾病が再発し、又は治癒当時より状態が悪化し、これを治癒するための積極的な治療が必要である旨の医学的所見があるときは、再び第 40 条による療養給与（以下「再療養」という。）を受けることができる。

- (2) 再療養の要件及び手続き等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

(休業給与)

- 第 52 条 休業給与は、業務上の事由で負傷に遭い、又は疾病に罹った勤労者に対して療養により就

職できない期間について支給するものとし、1日当たりの支給額は、平均賃金の100分の70に相当する金額とする。ただし、就業できない期間が3日以内であるときは、支給しない。

(部分休業給与)

#### 第53条

- (1) 療養又は再療養を受けている勤労者が、その療養期間中一定期間又は短時間の就業をする場合は、その就業した日又は就業した時間に相当するその勤労者の平均賃金からその就業した日又は就業した時間に対する賃金を差し引いた金額の100分の90に相当する金額を支給できる。ただし、次条第2項及び第56条第2項により最低賃金額を1日当たり休業給与支給額とする場合は、最低賃金額(別表1第2号により減額する場合は、その減額した金額)から就業した日又は就業した時間に対する賃金を差し引いた金額を支給できる。
- (2) 前項により短時間就業する場合において、就業できない時間(8時間から就業した時間を差し引いた時間をいう。)に関しては、前条又は次条から第56条までの規定により算定した1日当たり休業給与支給額に8時間に対する就業できない時間の比率を乗じて得られる金額を支給する。
- (3) 第1項による部分休業給与の支給要件及び支給手続きは、大統領令で定める。

(低所得勤労者の休業給与)

#### 第54条

- (1) 第52条により算定した1日当たり休業給与支給額が最低補償基準金額の100分の80より少なく、又は同じであるときは、その勤労者に関しては、平均賃金の100分の90に相当する金額を1日当たり休業給与支給額とする。ただし、その勤労者の平均賃金の100分の90に相当する金額が最低補償基準金額の100分の80より多い場合は、最低補償基準金額の100分の80に相当する金額を1日当たり休業給与支給額とする。
- (2) 前項本文により算定した休業給与支給額が最低賃金額より少ないときは、その最低賃金額をその勤労者の1日当たり休業給与支給額とする。 (改正 2018. 6. 12)

(高齢者の休業給与)

第55条 休業給与を受ける勤労者が61歳になったときは、その後の休業給与は別表1により算定した金額を支給する。ただし、61歳以後に就業中である者が業務上災害により療養し、又は61歳前に第37条第1項第2号による業務上疾病により障害給与を受けた者が61歳以後にその業務上疾病で最初に療養する場合は、大統領令で定める期間については、別表1を適用しない。

※別表1では、例えば第52条及び第56条による給与の場合、61歳は66/70、62歳は62/70、63歳は58/70、64歳は54/70、65歳以上は50/70というように、減額率が通増する率が定められている。また、第

54条による給与の場合は、これより減額割合が小さくされている。

(再療養期間中の休業給与)

#### 第56条

- (1) 再療養を受ける者に対しては、再療養当時の賃金を基準として算定した平均賃金の100分の70に相当する金額を1日当たり休業給与支給額とする。この場合において、平均賃金算定理由発生日は、大統領令で定める。
- (2) 前項により算定した1日当たり休業給与支給額が最低賃金額より少なく、又は再療養当時平均賃金算定の対象になる賃金がないときは、最低賃金額を1日当たり休業給与支給額とする。
- (3) 障害補償年金を支給される者が再療養する場合は、1日当たり障害補償年金額(別表2により算定した障害補償年金額を365で除して得られる金額をいう。以下同じ。)と前2項により算定した1日当たり休業給与支給額を合計した金額が障害補償年金の算定に適用される平均賃金の100分の70を超過するときは、その超過する金額のうち休業給与に相当する金額は支給しない。
- (4) 再療養期間中の休業給与を算定するときは、第54条を適用しない。

(障害給与)

#### 第57条

- (1) 障害給与は、勤労者が業務上の事由で負傷に遭い、又は疾病に罹り治癒した後、身体等に障害がある場合にその勤労者に支給する。
- (2) 障害給与は障害等級により別表2による障害補償年金又は障害補償一時金とするものとし、その障害等級の基準は大統領令で定める。
- (3) 前項による障害補償年金又は障害補償一時金は、受給権者の選択により支給する。ただし、大統領令で定める労働力を完全に喪失した障害等級の勤労者には障害補償年金を支給し、障害給与請求理由発生当時大韓民国国民ではない者であって外国で居住している勤労者には障害補償一時金を支給する。
- (4) 障害補償年金は、受給権者が申請したときは、その年金の最初1年分又は2年分(前項ただし書きによる勤労者にあつては、その年金の最初1年分から4年分まで)の2分の1に相当する金額をあらかじめ支給できる。この場合において、あらかじめ支給する金額については、100分の5の比率の範囲内で大統領令で定めるところにより、利子を控除することができる。
- (5) 障害補償年金受給権者の受給権が次条により消滅した場合は、既に支給した年金額を支給当時のそれぞれの平均賃金で除して得られる日数の合計が別表2による障害補償一時金の日数に達しないときは、その達しない日数に受給権消滅当時の平均賃金を乗じて算定した金額を遺族又はその勤労者に一時金として支給する。

※別表 2 では、年金については障害等級第 1 級の（平均賃金の）329 日分から第 7 級の 138 日分まで、一時金については第 1 級の 1、474 日分から第 14 級の 55 日分まで（途中第 7 級は 616 日分）が、それぞれ規定されている。

（障害補償年金等の受給権の消滅）

第 58 条 障害補償年金又はじん肺補償年金の受給権者が次の各号のいずれか一つに該当したときは、その受給権は消滅する。 (改正 2010. 5. 20)

1. 死亡した場合
2. 大韓民国国民であった受給権者が国籍を喪失して外国で居住し、又は外国で居住するために出国した場合
3. 大韓民国国民でない受給権者が外国で居住するために出国した場合
4. 障害等級又はじん肺障害等級が変更され、障害補償年金又はじん肺補償年金の支給対象から除外された場合

[題名改正 2010. 5. 20]

（障害等級等の再判定）

第 59 条

- (1) 公団は、障害補償年金又はじん肺補償年金受給権者のうちその障害状態が好転し、又は悪化し、既に決定された障害等級又はじん肺障害等級（以下この条において「障害等級等」という。）が変更される可能性がある者については、その受給権者の申請又は職権で、障害等級等を再判定することができる。 (改正 2010. 5. 20)
- (2) 前項による障害等級等の再判定の結果、障害等級等が変更されたときは、その変更された障害等級等により障害給与又はじん肺補償年金を支給する。 (改正 2010. 5. 20)
- (3) 前 2 項による障害等級等の再判定は、1 回実施するものとし、その対象者・時期及び再判定結果による障害給与又はじん肺補償年金の支給方法は、大統領令で定める。

(改正 2010. 5. 20)

[題名改正 2010. 5. 20]

（再療養による障害給与）

第 60 条

- (1) 障害補償年金の受給権者が再療養を受ける場合にあっても、その年金の支給を停止しない。
- (2) 再療養を受けて治癒した後、障害状態が従前に比べて好転し、又は悪化した場合は、その好転又は悪化した障害状態に相当する障害等級により障害給与を支給する。この場合において、再療養後の障害給与の算定及び支給方法は、大統領令で定める。

## (看病給与)

## 第 61 条

- (1) 看病給与は、第 40 条による療養給与を受けた者のうち治癒後医学的に常時又は随時看病が必要であって実際に看病を受ける者に支給する。
- (2) 前項による看病給与の支給基準及び支給方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

## (遺族給与)

## 第 62 条

- (1) 遺族給与は、勤労者が業務上の事由により死亡した場合に、遺族に支給する。
- (2) 遺族給与は、別表 3 による遺族補償年金や遺族補償一時金とするものとし、遺族補償一時金は、勤労者が死亡した当時第 1 項による遺族補償年金を受けることができる資格がある者がいない場合に支給する。
- (3) 前 2 項による遺族補償年金を受けることができる資格がある者が希望するときは、別表 3 の遺族補償一時金の 100 分の 50 に相当する金額を一時金として支給し、遺族補償年金は 100 分の 50 を減額して支給する。
- (4) 遺族補償年金を受けた者がその受給資格を失った場合において、他の受給資格者がおらず、既に支給した年金額を支給当時のそれぞれの平均賃金で除して算定した日数の合計が 1、300 日に達しないときは、その達しない日数に受給資格喪失当時の平均賃金を乗じて算定した金額を受給資格喪失当時の遺族に一時金として支給する。
- (5) 第 2 項による遺族補償年金の支給基準及び方法、その他の必要な事項は、大統領令で定める。

※別表 3 では、遺族補償年金については、1 年分の平均賃金額の 100 分の 47 を基本金額とし、それに生計を共にしていた家族の人数に応じた加算額が、遺族補償一時金については平均賃金の 1、300 日分が、それぞれ規定されている。

## (遺族補償年金受給資格者の範囲)

## 第 63 条

- (1) 遺族補償年金を受けることができる資格がある者（以下「遺族補償年金受給資格者」という。）は、勤労者が死亡した当時その勤労者と生計を共にしていた遺族（その勤労者が死亡した当時大韓民国国民ではない者であって外国で居住していた遺族を除く。）のうち配偶者及び次の各号のいずれか一つに該当する者とする。この場合において、勤労者と生計を共にしていた遺族の判断基準は、大統領令で定める。 (改正 2010. 6. 4、2012. 12. 18、2018. 6. 12)

1. 両親又は祖父母であって、それぞれ 60 歳以上である者

2. 子であって、それぞれ 25 歳未満である者

2の2. 孫であって 19 歳未満である者



3. 兄弟姉妹であって、19歳未満又は60歳以上である者
  4. 前3号の規定のいずれにも該当しない子供・両親・孫・祖父母又は兄弟姉妹であって、「障害者福祉法」第2条による障害者のうち雇用労働部令で定めた障害等級以上に該当する者
- (2) 前項を適用するときは、勤労者が死亡した当時胎児であった子供が出生した場合は、出生した時から将来に向かって勤労者が死亡した当時その勤労者と生計を共にしていた遺族とみなす。
- (3) 遺族補償年金受給資格者のうち遺族補償年金を受ける権利の順位は、配偶者・子供・両親・孫・祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。

※第1項第4号中「障害等級」を「障害程度」に改める改正が行われ、2019.7.1から施行されることとなっている。

(遺族補償年金受給資格者の資格喪失及び支給停止等)

#### 第64条

- (1) 遺族補償年金受給資格者である遺族が次の各号のいずれか一つに該当したときは、その資格を失う。 (改正 2012. 12. 18、2018. 6. 12)
1. 死亡した場合
  2. 再婚したとき (死亡した勤労者の配偶者のみ該当し、再婚には事実上婚姻関係にある場合を含む。)
  3. 死亡した勤労者との親族関係が終わった場合
  4. 子が25歳になった時
  - 4の2. 孫又は兄弟姉妹が19歳になった時
  5. 前条第1項第4号による障害者であった者であって、その障害状態が解消された場合
  6. 勤労者が死亡した当時大韓民国国民であった遺族補償年金受給資格者が国籍を喪失し、外国で居住し、又は外国で居住するために出国した場合
  7. 大韓民国国民でない遺族補償年金受給資格者が外国で居住するために出国した場合
- (2) 遺族補償年金を受ける権利がある遺族補償年金受給資格者 (以下「遺族補償年金受給権者」という。) がその資格を失った場合は、遺族補償年金を受ける権利は、同じ順位者があれば同じ順位者に、同じ順位者がなければ次の順位者に移転される。
- (3) 遺族補償年金受給権者が3カ月以上行方不明であるときは、大統領令で定めるところにより、年金支給を停止し、同じ順位者があれば同じ順位者に、同じ順位者がなければ次の順位者に遺族補償年金を支給する。 (改正 2010. 1. 27)

(受給権者である遺族の順位)

#### 第65条



- (1) 第 57 条第 5 項・第 62 条第 2 項（遺族補償一時金に限る。）及び第 4 項による遺族間の受給権の順位は、次の各号の順序にするものとし、各号の者の間ではそれぞれその書かれた順序による。この場合において、同じ順位の受給権者が 2 人以上あるときは、その遺族に同等に分けて支給する。
1. 勤労者が死亡した当時その勤労者と生計を共にしていた配偶者・子供・両親・孫及び祖父母
  2. 勤労者が死亡した当時その勤労者と生計を共にしていなかった配偶者・子供・両親・孫及び祖父母又は勤労者が死亡した当時勤労者と生計を共にしていた兄弟姉妹
  3. 兄弟姉妹
- (2) 前項の場合において、父母は養父母を先順位と、実父母を後の順位とし、祖父母は養父母の父母を先順位と、実父母の父母を後の順位と、父母の養父母を先順位と、父母の実父母を後の順位とする。
- (3) 受給権者である遺族が死亡した場合は、その保険給与は同じ順位者があれば同じ順位者に、同じ順位者がなければ次の順位者に支給する。
- (4) 前 3 項の規定にかかわらず、勤労者が遺言で保険給与を受ける遺族を指定したときは、その指定による。

(傷病補償年金)

第 66 条

- (1) 療養給与を受けている勤労者が療養を開始して 2 年が経過した日以後に次の各号の要件すべてに該当する状態が続いたときは、休業給与の代わりに傷病補償年金をその勤労者に支給する。  
(改正 2010. 1. 27、2018. 6. 12)
1. その負傷又は疾病が治癒しない状態にあること
  2. その負傷又は疾病による重症療養状態の程度が、大統領令で定める重症療養状態等級基準に該当すること
  3. 療養により就業できなかったこと
- (2) 傷病補償年金は、別表 4 による重症療養状態等級により支給する。 (改正 2018. 6. 12)

※別表 4 では、廃疾等級第 1 級が平均賃金の 329 日分、第 2 級が 291 日分、第 3 級が 257 日分と規定されている。

(低所得勤労者の傷病補償年金)

第 67 条

- (1) 前条により傷病補償年金を算定するときにおいて、その勤労者の平均賃金が最低賃金額に 70 分の 100 をかけた金額より少ないときは、最低賃金額の 70 分の 100 に該当する金額をその勤

労者の平均賃金とみなして算定する。

- (2) 前条又は前項で定めたところにより算定した傷病補償年金額を 365 で除して得られる 1 日当たり傷病補償年金支給額が、第 54 条で定めたところにより算定した 1 日当たり休業給与支給額より少ないときは、同条で定めたところにより算定した金額を 1 日当たり傷病補償年金支給額とする。 (改正 2010. 1. 27)

#### (高齢者の傷病補償年金)

第 68 条 傷病補償年金を受ける勤労者が 61 歳になったときは、その後の傷病補償年金は別表 5 による 1 日当たり傷病補償年金支給基準により算定した金額を支給する。 (改正 2010. 1. 27)

※別表 5 では、61 歳になった段階で廃疾等級第 1 級では  $329/365-0.04$ 、第 2 級では  $291/365-0.04$ 、第 3 級では  $257/365-0.04$  をそれぞれ乗じた額に減額され、以降 1 歳加齢するごとにその 0.04 に 0.04 が加えられていき、65 歳以上では 0.20 となっている (毎年 4% ずつ減額)。

#### (再療養期間中の傷病補償年金)

#### 第 69 条

- (1) 再療養を開始して 2 年が経過した後で傷病状態が第 66 条第 1 項各号の要件すべてに該当する者には、休業給与の代えて別表 4 による **重症療養状態** 等級により傷病補償年金を支給する。この場合において、傷病補償年金を算定するときは、再療養期間中の休業給与算定に適用される平均賃金を適用するものとし、その平均賃金が最低賃金額に 70 分の 100 を乗じて得られる金額より少なく、又は再療養当時の平均賃金算定の対象になる賃金がないときは、最低賃金額の 70 分の 100 に相当する金額をその勤労者の平均賃金とみなして算定する。

(改正 2018. 6. 12)

- (2) 前項による傷病補償年金を受ける勤労者が障害補償年金を受けていたときは、別表 4 による **重症療養状態** 等級別傷病補償年金の支給日数で別表 2 による障害等級別障害補償年金の支給日数を差し引いた日数に前項後段による平均賃金を乗じて算定した金額をその勤労者の傷病補償年金とする。 (改正 2018. 6. 12)

- (3) 前項による傷病補償年金を受ける勤労者が 61 歳になった以後は、別表 5 により算定した 1 日当たり傷病補償年金支給額から第 1 項後段による平均賃金を基準として算定した 1 日当たり障害補償年金支給額を差し引いた金額を 1 日当たり傷病補償年金支給額とする。

(新設 2010. 1. 27)

- (4) 前 3 項の規定にかかわらず、第 57 条第 3 項ただし書きによる障害補償年金を受ける勤労者が再療養する場合は、傷病補償年金を支給しない。ただし、再療養中に **重症療養状態** 等級が高まったときは、第 1 項前段にかかわらず、再療養を開始した時から 2 年が経過したものとみなして前 2 項により算定した傷病補償年金を支給する。 (改正 2010. 1. 27、2018. 6. 12)

(5) 再療養期間中の傷病補償年金を算定するときは、第 67 条を適用しない。

(改正 2010. 1. 27)

(年金の支給期間及び支給時期)

#### 第 70 条

(1) 障害補償年金、遺族補償年金、じん肺補償年金又は、じん肺遺族年金の支給は、その支給事由が発生した月の翌月初日から始まり、その支給される権利が消滅した月の末日に終わる。

(改正 2010. 5. 20)

(2) 障害補償年金、遺族補償年金、じん肺補償年金又はじん肺遺族年金は、その支給を停止する理由が発生したときは、その理由が発生した月の翌月初日からその理由が消滅した月の末日まで支給しない。

(改正 2010. 5. 20)

(3) 障害補償年金、遺族補償年金、じん肺補償年金又はじん肺遺族年金は、毎年これを 12 等分して毎月 25 日にその月の金額を支給するものとし、支給日が土曜日又は公休日であるときは、その前日に支給する。

(改正 2010. 5. 20)

(4) 障害補償年金、遺族補償年金、じん肺補償年金又はじん肺遺族年金を受ける権利が消滅した場合は、第 3 項による支給日以前であっても支給できる。

(改正 2010. 5. 20)

(葬儀費)

#### 第 71 条

(1) 葬儀費は、勤労者が業務上の事由により死亡した場合に支給するものとし、平均賃金 120 日分に相当する金額をその葬祭を行った遺族に支給する。ただし、葬祭を行う遺族がおらず、又はその他のやむを得ない理由により遺族でない者が葬祭を行った場合は、平均賃金 120 日分に相当する金額の範囲内で実際に要した費用をその葬祭を行った者に支給する。

(2) 前項による葬儀費が、大統領令で定めるところにより雇用労働部長官が告示する最高金額を超過し、又は最低金額に達しないときは、その最高金額又は最低金額をそれぞれ葬儀費とする。

(改正 2010. 6. 4)

(職業リハビリ給与)

#### 第 72 条

(1) 職業リハビリ給与の種類は、次の各号のとおりとする。

(改正 2010. 1. 27、2010. 5. 20、2018. 6. 12)

1. 障害給与又はじん肺補償年金を受けた者及び障害給与を受けることが明白な者であって大統領令で定める者（以下「障害給与者」という。）のうち就業のために職業訓練が必要である者（以下「訓練対象者」という。）に対して実施する職業訓練にかかる費用及び職業訓練手当

2. 業務上災害が発生した当時の事業に復帰した障害給与者に対して事業主が雇用を維持し、又は職場適応訓練若しくはリハビリ運動を実施する場合（**職場適応訓練の場合にあっては、職場復帰前に実施した場合も含む。**）に、それぞれ支給する職場復帰支援金、職場適応訓練費及びリハビリ運動費
- (2) 前項第 1 号の訓練対象者及び同項第 2 号の障害給与者は、障害程度及び年齢等を考慮して大統領令で定める。

(職業訓練費用)

#### 第 73 条

- (1) 訓練対象者に対する職業訓練は、公団と契約を締結した職業訓練機関（以下「職業訓練機関」という。）において実施するものとする。
- (2) 前条第 1 項第 1 号による職業訓練にかかる費用（以下「職業訓練費用」という。）は、前項により職業訓練を実施した職業訓練機関に対して支給する。ただし、職業訓練機関が「障害者雇用促進及び職業リハビリ法」、「雇用保険法」若しくは「勤労者職業能力開発法」又はその他の他の法令により、職業訓練費用に相当する費用を受けた場合等大統領令で定める場合は、支給しない。
- (3) 職業訓練費用の金額は、雇用労働部長官が訓練費用、訓練期間及び労働市場の条件等を考慮して告示する金額の範囲内で実際に要した費用とするものとし、職業訓練費用を支給する訓練期間は 12 カ月以内とする。 (改正 2010. 6. 4)
- (4) 職業訓練費用の支給範囲・基準・手続き及び方法、職業訓練機関との契約及び解約等に必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)

(職業訓練手当)

#### 第 74 条

- (1) 第 72 条第 1 項第 1 号による職業訓練手当は、前条第 1 項により職業訓練を受ける訓練対象者に対してその職業訓練により就業できない期間について支給するものとし、1 日当たり支給額は最低賃金額に相当する金額とする。ただし、休業給与又は傷病補償年金を受ける訓練対象者には職業訓練手当を支給しない。 (改正 2010. 1. 27)
- (2) 前項による職業訓練手当を受ける者が障害補償年金又はじん肺補償年金を受ける場合は、1 日当たり障害補償年金額又は 1 日当たりじん肺補償年金額（第 91 条の 3 第 2 項により算定したじん肺補償年金額を 365 で除して得られる金額をいう。）及び 1 日当たり職業訓練手当を合計した金額がその勤労者の障害補償年金又はじん肺補償年金算定に適用される平均賃金の 100 分の 70 を超過したときは、その超過する金額のうち職業訓練手当に該当する金額は支給しない。 (改正 2010. 5. 20)
- (3) 第 1 項による職業訓練手当の支給等に必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

(職場復帰支援金等)

## 第 75 条

- (1) 第 72 条第 1 項第 2 号による職場復帰支援金、職場適応訓練費及びリハビリ運動費は、障害給与者について雇用を維持し、又は職場適応訓練若しくはリハビリ運動を実施する事業主に対してそれぞれ支給する。この場合は、職場復帰支援金、職場適応訓練費及びリハビリ運動費の支給要件は、それぞれ大統領令で定める。
- (2) 前項による職場復帰支援金は、雇用労働部長官が賃金水準及び労働市場の条件等を考慮して告示する金額の範囲内で事業主が障害給与者に支給した賃金額とするものとし、その支給期間は 12 カ月以内とする。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 第 1 項による職場適応訓練費及びリハビリ運動費は、雇用労働部長官が職場適応訓練又はリハビリ運動にかかる費用を考慮して告示する金額の範囲内で実際に要した費用とするものとし、その支給期間は 3 カ月以内とする。 (改正 2010. 6. 4)
- (4) 障害給与者を雇用している事業主が、「雇用保険法」第 23 条による支援金、「障害者雇用促進及び職業リハビリ法」第 30 条による障害者雇用奨励金又はその他の他の法令により職場復帰支援金、職場適応訓練費又はリハビリ運動費（以下「職場復帰支援金等」という。）に相当する金額を受けた場合等大統領令で定める場合は、その受けた金額を差し引いて職場復帰支援金等を支給する。 (改正 2010. 1. 27)
- (5) 事業主が「障害者雇用促進及び職業リハビリ法」第 28 条による義務により障害者を雇用した場合等大統領令で定める場合は、職場復帰支援金等を支給しない。 (新設 2010. 1. 27)

(保険給与の一時支給)

## 第 76 条

- (1) 大韓民国国民でない勤労者が、業務上災害による負傷又は疾病の療養中治癒する前に出国するため、保険給与の一時支給を申請した場合は、出国するために療養を中断する日以後に請求理由が発生すると予想される保険給与を一度に支給できる。 (改正 2010. 1. 27)
- (2) 前項により一度に支給できる金額は、次の各号の保険給与をあらかじめ支給する期間による利子等を考慮して大統領令で定める方法によりそれぞれ換算した金額を合計した金額とする。この場合において、当該勤労者が第 3 号及び第 4 号による保険給与の支給理由いずれにも該当するものと医学的に判断される場合は、第 4 号に該当する保険給与の金額は合算しない。

(改正 2010. 1. 27、2010. 5. 20、2018. 6. 12)

1. 出国するために療養を中断する日から業務上災害による負傷又は疾病が治癒すると予想される日までの療養給与
2. 出国するために療養を中断する日から業務上負傷又は疾病が治癒し、又はその傷病状態が



就業することができるようになると予想される日（その予想される日が療養開始日から2年を超える場合は、療養開始日から2年になる日）までの期間に対する休業給与

3. 出国するために療養を中断する当時業務上災害による負傷又は疾病が治癒した後に残ると予想される障害の障害等級に該当する障害補償一時金
4. 出国するために療養を中断する当時、療養開始日から2年が過ぎた後で傷病補償年金の支給対象となる**重症療養状態**状態が持続すると予想される場合は、その予想される**重症療養状態**等級（療養開始日から2年が経過した後出国するために療養を中断する場合は、その当時の傷病状態による**重症療養状態**等級）と同じ障害等級に該当する障害補償一時金に相当する金額
5. 療養当時受けているじん肺障害等級によるじん肺補償年金

(3) 第1項による一時支給の申請及び支給手続きは、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

(合併症等予防管理)

#### 第77条

(1) 公団は、業務上の負傷又は疾病が治癒した者のうちで合併症等再療養理由が発生する恐れがある者に、産災保険医療機関でその予防に必要な措置を受けさせることができる。

(改正 2018. 6. 12)

(2) 前項による措置対象、措置内容及び置費用算定基準等予防管理に必要な具体的な事項は、大統領令で定める。（新設 2018. 6. 12）

[条文改正 2010. 1. 27]

(障害特別給与)

#### 第78条

(1) 保険加入者の故意又は過失で発生した業務上災害により勤労者が大統領令で定める障害等級又はじん肺障害等級に該当する障害を被った場合において、受給権者が「民法」による損害賠償請求に代えて障害特別給与を請求したときは、第57条の障害給与又は第91条の3のじん肺補償年金のほかに、大統領令で定める障害特別給与を支給できる。ただし、勤労者及び保険加入者の間に障害特別給与に関して合意が成り立った場合に限る。（改正 2010. 5. 20）

(2) 受給権者が前項による障害特別給与を受けたときは、同じ事由について保険加入者に「民法」又はその他の法令による損害賠償を請求できない。

(3) 公団は、第1項により障害特別給与を支給したときは、大統領令で定めるところにより、その給与額全額を保険加入者から徴収する。

(遺族特別給与)

## 第 79 条

- (1) 保険加入者の故意又は過失で発生した業務上災害により勤労者が死亡した場合において、受給権者が「民法」による損害賠償請求に代えて遺族特別給与を請求したときは、第 62 条の遺族給与又は第 91 条の 4 のじん肺遺族年金のほかに、大統領令で定める遺族特別給与を支給できる。  
(改正 2010. 5. 20)
- (2) 遺族特別給与に関しては、前条第 1 項ただし書き・第 2 項及び第 3 項を準用する。この場合は、「障害特別給与」は「遺族特別給与」とみなす。

(他の補償及び賠償との関係)

## 第 80 条

- (1) 受給権者がこの法律により保険給与を受け、又は受けることができるときは、保険加入者は、同じ事由について「勤労基準法」による災害補償責任が免除される。
- (2) 受給権者が同じ事由についてこの法律による保険給与を受けたときは、保険加入者は、その金額の限度内で「民法」又はその他の法令による損害賠償の責任が免除される。この場合は、障害補償年金又は遺族補償年金を受けている者は、障害補償一時金又は遺族補償一時金を受けたものとみなす。
- (3) 受給権者が同じ事由で「民法」又はその他の法令によりこの法律の保険給与に相当する金品を受けたときは、公団は、その受けた金品を大統領令で定める方法により換算した金額の限度内で、この法律による保険給与を支給しない。ただし、前項後段により受給権者が支給されたとみなされる障害補償一時金又は遺族補償一時金に相当する年金額については、この限りでない。
- (4) 療養給与を受ける勤労者が、療養を開始した後 3 年が経過した日以後に、傷病補償年金を支給されているときは、「勤労基準法」第 23 条第 2 項ただし書きを適用するときは、その使用者は、その 3 年が経過したの日以後は、同法第 84 条による一時補償を支給したものとみなす。

(未支給の保険給与)

## 第 81 条

- (1) 保険給与の受給権者が死亡した場合に、その受給権者に支給しなければならない保険給与であってまだ支給されない保険給与があるときは、その受給権者の遺族（遺族給与の場合は、その遺族給与を受けることができる他の遺族）の請求によりその保険給与を支給する。
- (2) 前項の場合において、その受給権者が死亡前に保険給与を請求していないときは、同項による遺族の請求によりその保険給与を支給する。

(保険給与の支給)

## 第 82 条



- (1) 保険給与は、支給決定日から 14 日以内に支給しなければならない。 (改正 2018. 6. 12)
- (2) 公団は、受給権者の申請がある場合は、保険給与を受給権者名義の指定された口座 (以下「保険給与受給口座」という。) に入金しなければならない。ただし、情報通信障害又はその他の大統領令で定める避けることができない理由により保険給与を保険給与受給口座に振り替えることができないときは、大統領令で定めるところにより保険給与を支給できる。  
(新設 2018. 6. 12)
- (3) 保険給与受給口座の取扱金融機関は、この法律による保険給与のみが保険給与受給口座に入金されるように管理しなければならない。 (新設 2018. 6. 12)
- (4) 第 2 項による申請の方法・手続き及び前項による保険給与受給口座の管理に必要な事項は、大統領令で定める。 (新設 2018. 6. 12)

#### (保険給与支給の制限)

#### 第 83 条

- (1) 公団は、勤労者が次の各号のいずれか一つに該当するときは、保険給与の全部又は一部を支給しないことができる。 (改正 2010. 5. 20)
1. 療養中である勤労者が正当な理由なく療養に関する指示に違反して、負傷・疾病又は障害の状態を悪化させ、又は治癒を妨げた場合
  2. 障害補償年金又はじん肺補償年金受給権者が第 59 条による障害等級又はじん肺障害等級の再判定の前に自害等故意に障害状態を悪化させた場合
- (2) 公団は、前項により保険給与を支給しないことと決定したときは、直ちにこれを関係保険加入者及び勤労者に通知しなければならない。
- (3) 第 1 項による保険給与支給制限の対象になる保険給与の種類及び制限範囲は、大統領令で定める。

#### (不当利得の徴収)

#### 第 84 条

- (1) 公団は、保険給与を受けた者が次の各号のいずれか一つに該当したときは、その給与額に相当する金額 (第 1 号の場合は、その給与額の 2 倍に相当する金額) を徴収しなければならない。この場合は、公団が第 90 条第 2 項により国民健康保険公団等に請求して受け入れた金額は、徴収する金額から除外する。
1. 偽り又はその他の不正な方法により保険給与を受けた場合
  2. 受給権者又は受給権があつた者が、第 114 条第 2 項から第 4 項までの規定による申告義務を履行せずに不当に保険給与を支給された場合
  3. その他の誤って支給された保険給与がある場合
- (2) 前項第 1 号の場合は、保険給与の支給が保険加入者・産災保険医療機関又は職業訓練機関の

虚偽の申告、診断又は証明によるものであるときは、その保険加入者・産災保険医療機関又は職業訓練機関も連帯して責任を負う。

(3) 公団は、産災保険医療機関又は第 46 条第 1 項による薬局が次の各号のいずれか一つに該当したときは、その診療費又は薬剤費に該当する金額を徴収しなければならない。ただし、第 1 号の場合は、その診療費又は薬剤費の 2 倍に相当する金額（第 44 条第 1 項により課徴金を賦課する場合は、その診療費に相当する金額）を徴収する。（改正 2010. 5. 20、2018. 6. 12）

1. 偽り又はその他の不正な方法により診療費又は薬剤費を支給された場合
2. 第 40 条第 5 項又は第 91 条の 9 第 3 項による療養給与の算定基準及び第 77 条第 2 項による措置費用算定基準に違反して不当に診療費又は薬剤費を支給された場合
3. その他の診療費又は薬剤費を誤って支給された場合

(4) 第 1 項及び前項ただし書きにかかわらず、公団は、偽り又はその他の不正な方法により保険給与、診療費又は薬剤費を受けた者（第 2 項により連帯責任を負う者を含む。）が、不正受給に関する調査が始まる前に、不正受給の事実を自主的に申告した場合は、その保険給与額、診療費又は薬剤費に相当する金額を越える部分の徴収を免除することができる。

（新設 2018. 6. 12）

（徴収金の徴収）

第 85 条 第 39 条第 2 項による保険給与額の徴収、第 78 条による障害特別給与額の徴収、第 79 条による遺族特別給与額の徴収及び第 84 条による不当利得の徴収に関しては保険料徴収法第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 32 条、第 39 条、第 41 条及び第 42 条を準用する。この場合“健康保険公団”は“公団”で見る。（改正 2010. 1. 27）

（保険給与等の充当）

第 86 条

- (1) 公団は、第 84 条第 1 項及び第 3 項により不当利得を受けた者、第 84 条第 2 項により連帯責任がある保険加入者又は産災保険医療機関に支給する保険給与・診療費又は薬剤費があるときは、これを第 84 条により徴収する金額に充当することができる。
- (2) 保険給与・診療費及び薬剤費の充当限度及び充当手続きは、大統領令で定める。

（第三者に対する求償権）

第 87 条

- (1) 公団は、第三者の行為による災害で保険給与を支給した場合は、その給与額の限度内で給与を受けた者の第三者に対する損害賠償請求権を代位する。ただし、保険加入者である 2 以上の事業主が同じ場所において一つの事業を分担してそれぞれ行い、そのうちの事業主を別にする勤労者の行為により災害が発生したときは、この限りでない。

- (2) 前項の場合は、受給権者が第三者から同じ事由でこの法律の保険給与に相当する損害賠償を受けたときは、公団は、その賠償額を大統領令で定める方法により換算した金額の限度内で、この法律による保険給与を支給しない。
- (3) 受給権者及び保険加入者は、第三者の行為で災害が発生したときは、直ちに公団に申告しなければならない。

(求償金協議調停機構等)

#### 第 87 条の 2

- (1) 公団は、前条により「自動車損害賠償保障法」第 2 条第 7 号カによる保険会社等（以下この条において「保険会社等」という。）に求償権を行使する場合は、その求償金請求額を協議・調整するために保険会社等と求償金協議調整機構を構成して運営することができる。
- (2) 公団と保険会社等は、前項による協議・調整のために相手方に必要な資料の提出を求めることができる。この場合において、資料の提出を求められた相手方は、特別な事情がない限り、その求めに従わなければならない。
- (3) 前 2 項による求償金協議調停機構の構成及び運営等に関して必要な事項は、公団が定める。

[本条新設 2017. 10. 24]

(受給権の保護)

#### 第 88 条

- (1) 勤労者の保険給与を受ける権利は、退職したときも消滅しない。
- (2) 保険給与を受ける権利は、譲渡し、差し押さえ、又は担保として提供できない。
- (3) 第 82 条第 2 項により指定された保険給与受給口座の預金中大統領令で定め金額以下の金額に関する債権は、差し押さえることはできない。（新設 2018. 6. 12）

(受給権の代位)

第 89 条 保険加入者（保険料徴収法第 2 条第 5 号による下請受注者を含む。以下この条において同じ。）が所属勤労者の業務上災害に関してこの法律による保険給与の支給事由と同じ事由で「民法」又はその他の法令により保険給与に相当する金品を受給権者にあらかじめ支給した場合であって、その金品が保険給与に代えて支給したものと認められる場合は、保険加入者は、大統領令で定めるところにより、その受給権者の保険給与を受ける権利を代位する。

(療養給与費用の精算)

#### 第 90 条

- (1) 公団は、「国民健康保険法」第 13 条による国民健康保険公団又は「医療給与法」第 5 条による市長、郡守又は区庁長（以下「国民健康保険公団等」という。）が第 42 条第 1 項によりこ

の法律による療養給与の受給権者に健康保険療養給与等を事前に支給してその費用を請求する場合は、その健康保険療養給与等がこの法律により支給できる療養給与に相当したものと認められるときは、その療養給与に相当する金額を支給できる。 (改正 2011. 12. 31)

- (2) 公団が受給権者に療養給与を支給した後その支給決定が取消になった場合であって、その支給した療養給与が「国民健康保険法」又は「医療給与法」により支給できる健康保険療養給与等に相当したものと認められるときは、公団は、その健康保険療養給与等に相当する金額を国民健康保険公団等に請求することができる。

(国民健康保険療養給与費用の精算)

#### 第 90 条の 2

- (1) 第 40 条による療養給与又は再療養を受けた者が、療養が終了した後 2 年以内に「国民健康保険法」第 41 条による療養給与を受けた場合（終了した療養の対象となった業務上の負傷又は病気の症状により療養給与を受けた場合にに限る。）は、公団は、その療養給与費用のうち国民健康保険公団が負担した金額を支給できる。
- (2) 前項による療養給与費用の支給手続き及びその他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。

[本条新設 2015. 1. 20]

(公課金の免除)

第 91 条 保険給与として支給された金品に対しては、国家及び地方自治体の公課金を賦課しない。

### 第 3 章の 2 じん肺による保険給与の特例 (新設 2010. 5. 20)

(じん肺に対する業務上災害の認定基準)

第 91 条の 2 勤労者がじん肺に罹るおそれがある作業であって岩石、金属又はガラス繊維等を取り扱う作業等雇用労働部令で定める粉じん作業（以下「粉じん作業」という。）に従事してじん肺に罹ったときは、第 37 条第 1 項第 2 号カによる業務上疾病とみなす。 (改正 2010. 6. 4)

[本条新設 2010. 5. 20]

(じん肺補償年金)

#### 第 91 条の 3

- (1) じん肺補償年金は、業務上疾病であるじん肺に罹った勤労者（以下「じん肺勤労者」という。）に支給する。
- (2) じん肺補償年金は、第 5 条第 2 号及び第 36 条第 6 項により定める平均賃金を基準として別表 6 により算定するじん肺障害等級別じん肺障害年金及び基礎年金を合算した金額とする。この場合において、基礎年金は、最低賃金額の 100 分の 60 に 365 を乗じて算定した金額とする。

- (3) じん肺補償年金を受けた者がそのじん肺障害等級が変更された場合は、変更された日が属する月の翌月から基礎年金及び変更されたじん肺障害等級に対応するじん肺障害年金を合算した金額を支給する。

[本条新設 2010. 5. 20]

※別表 6 では、第 1 級及び第 3 級は 132 日分、第 5 級及び第 7 級は 72 日分、第 9 級、第 11 級及び第 13 級は 24 日分と定められている。

(じん肺遺族年金)

#### 第 91 条の 4

- (1) じん肺遺族年金は、じん肺勤労者がじん肺で死亡した場合に遺族に支給する。
- (2) じん肺遺族年金は、死亡当時じん肺勤労者に支給し、又は支給することに決定されたじん肺補償年金と同じ金額とする。この場合は、じん肺遺族年金は第 62 条第 2 項及び別表 3 により算定した遺族補償年金を超過できない。
- (3) 第 91 条の 6 によるじん肺に関する診断を受けていない勤労者が業務上疾病であるじん肺で死亡した場合において、その勤労者に関するじん肺遺族年金は、前条第 2 項による基礎年金及び第 91 条の 8 第 3 項により決定されるじん肺障害等級別に別表 6 により算定したじん肺障害年金を合算した金額とする。
- (4) じん肺遺族年金を受けることができる遺族の範囲及び順位、資格喪失及び支給停止等に関しては、第 63 条及び第 64 条を準用する。この場合は、「遺族補償年金」は「じん肺遺族年金」とみなす。

[本条新設 2010. 5. 20]

(じん肺に対する療養給与等の請求)

#### 第 91 条の 5

- (1) 粉じん作業に従事し、又は従事していた勤労者が業務上疾病であるじん肺で療養給与又はじん肺補償年金を受けようとするときは、雇用労働部令で定める書類を添付して、公団に請求しなければならない。  
(改正 2010. 6. 4)
- (2) 前項により療養給与等を請求した者が、第 91 条の 8 第 2 項により療養給与等の支給又はじん肺等級の決定を受けた場合は、次条による診断が終了した日から 1 年が経過し、又は療養が終了するときに再び療養給与等を請求することができる。ただし、同条第 1 項による健康診断機関から合併症（「じん肺の予防及びじん肺勤労者の保護等に関する法律」（以下「じんじん肺勤労者保護法」という。）第 2 条第 2 号による合併症をいう。以下同じ。）又は心臓及び肺機能の高度障害等により応急診断が必要である旨の医学的所見があるときは、1 年が経過していない場合であっても療養給与等を請求することができる。

[本条新設 2010. 5. 20]

(じん肺の診断)

## 第 91 条の 6

- (1) 公団は、勤労者が前条により療養給与等を請求したときは、じん肺勤労者保護法第 15 条による健康診断機関（以下「健康診断機関」という。）に第 91 条の 8 のじん肺判定に必要な診断を依頼しなければならない。
- (2) 健康診断機関は、前項によりじん肺に関する診断の依頼を受けたときは、雇用労働部令で定めるところにより、じん肺に対する診断を実施し、その診断結果を公団に提出しなければならない。  
(改正 2010. 6. 4)
- (3) 勤労者がじん肺勤労者保護法第 11 条から第 13 条までの規定による健康診断を受けた後に健康診断機関が同法第 16 条第 1 項後段及び同条第 3 項後段により当該勤労者の胸部エックス線写真等を雇用労働部長官に提出した場合は、前条第 1 項及び前項により療養給与等を請求し、診断結果を提出したとみなす。  
(改正 2010. 6. 4)
- (4) 公団は、第 2 項により診断を実施した健康診断機関に対してその診断にかかる費用を支給する。この場合は、その費用の算定基準及び請求等に関しては第 40 条第 5 項及び第 45 条を準用する。
- (5) 第 2 項により診断を受ける勤労者に対しては、雇用労働部長官が定めて告示する金額を診断手当として支給できる。ただし、障害補償年金又はじん肺補償年金を受けている者に対しては、診断手当を支給しない。  
(改正 2010. 6. 4)
- (6) 第 1 項、第 2 項及び前項による診断の依頼、診断結果の提出及び診断手当の具体的な支給手続き等に関する事項は、雇用労働部令で定める。  
(改正 2010. 6. 4)

[本条新設 2010. 5. 20]

(じん肺審査会議)

## 第 91 条の 7

- (1) 前条による診断結果に関してじん肺疾病型及び合併症等を審査するために、公団に関係専門家等で構成されたじん肺審査会議（以下「じん肺審査会議」という。）を置く。
- (2) じん肺審査会議の委員の構成及び会議運営又はその他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。  
(改正 2010. 6. 4)

[本条新設 2010. 5. 20]

(じん肺判定及び保険給与の決定等)

## 第 91 条の 8

- (1) 公団は、第 91 条の 6 により診断結果を受けたときは、じん肺審査会議の審査を経て、当該勤



労者のじん肺疾病型、合併症の有無及び種類、心臓及び肺機能の程度等の判定（以下「じん肺判定」という。）を行わなければならない。この場合は、じん肺判定に必要な基準は、大統領令で定める。

- (2) 公団は、前項のじん肺判定結果により療養給与の支給の有無、じん肺障害等級とそれによるじん肺補償年金の支給の有無等を決定しなければならない。この場合は、じん肺障害等級基準及び合併症等による療養対象者情基準は、大統領令で定める。
- (3) 公団は、合併症等により心臓及び肺機能の程度を判定することが困難なじん肺勤労者については、前項のじん肺障害等級基準にかかわらず、じん肺疾病型を考慮してじん肺障害等級を決定する。この場合は、じん肺障害等級基準は、大統領令で定める。
- (4) 公団は、前 2 項により保険給与の支給の有無等を決定したときは、その内容を当該勤労者に通知しなければならない。

[本条新設 2010. 5. 20]

(じん肺による療養給与の支給手続き及び基準等)

#### 第 91 条の 9

- (1) 公団は、前条第 2 項により療養給与を支給することが決定されたじん肺勤労者については、第 40 条第 2 項本文にかかわらず、産災保険医療機関のうちじん肺勤労者の療養を担当する医療機関（以下「じん肺療養医療機関」という。）において療養させる。
- (2) 雇用労働部長官は、じん肺療養医療機関が適正な療養を提供するために活用することができるように、専門家の諮問等を経て、入院及び通院の処理基準、標準的な診療基準等を定めて告示することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 公団は、じん肺療養医療機関に関して施設、人材及び医療の質等を考慮して 3 以内の等級に分けて等級化することができる。この場合は、その等級の区分基準、等級別療養対象患者及び等級別療養給与の算定基準は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)
- (4) じん肺療養医療機関を評価する業務に関して諮問するために、公団にじん肺療養医療機関評価委員会を置く。この場合は、じん肺療養医療機関評価委員会の構成・運営又はその他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)
- (5) じん肺療養医療機関に関する評価に関しては、第 50 条を準用する。この場合において、第 50 条第 1 項中「第 43 条第 1 項第 3 号の産災保険医療機関のうち大統領令で定める医療機関」は「じん肺療養医療機関」とみなす。

[本条新設 2010. 5. 20]

(じん肺による死亡の認定等)

第 91 条の 10 粉じん作業に従事し、又は従事していた勤労者がじん肺、合併症又はその他のじん肺と関連した事由により死亡したと認められるときは、業務上災害とみなす。この場合は、じん肺



による死亡かどうかを判断するときに考慮しなければならない事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2010. 5. 20]

(じん肺による死亡原因の確認等)

#### 第 91 条の 11

- (1) 粉じん作業に従事し、又は従事していた勤労者の死亡原因が分からない場合は、その遺族は、当該勤労者がじん肺等で死亡したのかどうかに関して確認するために、病理学専門医がいる産災保険医療機関のうちで公団が指定する医療機関に対して、全身解剖に関する同意書を添付して、当該勤労者の死体に関する全身解剖を依頼することができる。この場合は、その医療機関は「死体解剖及び保存に関する法律」第 2 条にかかわらず、全身解剖ができる。
- (2) 公団は、前項により全身解剖を実施した医療機関又は遺族に対してその費用の全部又は一部を支援することができる。この場合は、費用の支給基準及び添付書類提出、その他の費用支援助手手続きに関する事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

[本条新設 2010. 5. 20]

## 第 4 章 勤労福祉事業

(勤労福祉事業)

#### 第 92 条

- (1) 雇用労働部長官は、勤労者の福祉増進のため、次の各号の事業をする。 (改正 2010. 6. 4)
1. 業務上災害を被った勤労者の円滑な社会復帰を促進するために、次に各モクの保険施設の設置・運営
    - カ. 療養及び外科後処置に関する施設
    - ナ. 医療リハビリ及び職業リハビリに関する施設
  2. 奨学事業等災害勤労者及びその遺族の福祉増進のための事業
  3. その他の勤労者の福祉増進のための施設の設置・運営事業
- (2) 雇用労働部長官は、公団又は災害勤労者の福祉増進のために設立された法人のうち雇用労働部長官の指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）に前項による事業をさせ、又は同項第 1 号による保険施設の運営を委託することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 指定法人の指定基準に必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)
- (4) 雇用労働部長官は、予算の範囲内で指定法人の事業に必要な費用の一部を補助することができる。 (改正 2010. 6. 4)

(国民健康保険療養給与費用の本人一部負担金の大物)

#### 第 93 条

(1) 公団は、第 37 条第 1 項第 2 号による業務上疾病に関して療養申請をした場合であつて療養給与の決定にかかる期間等を考慮して大統領令で定める者に対して、「国民健康保険法」第 44 条による療養給与費用の本人一部負担金に対する貸付事業を行うことができる。

(改正 2011. 12. 31)

(2) 公団は、前項により貸付を受けた者に支給するこの法律による療養給与があるときは、その療養給与を貸付金の償還に充当することができる。

(3) 第 1 項による貸付の金額・条件及び手続きは、雇用労働部長官の承認を受けて公団が定める。

(改正 2010. 6. 4)

(4) 第 2 項による療養給与の充当限度及び充当手続きは、大統領令で定める。

(障害給与者の雇用促進)

第 94 条 雇用労働部長官は、保険加入者に対して障害給与又はじん肺補償年金を受けた者をその適性に適合した業務に雇用するように勧告することができる。

(改正 2010. 1. 27.、2010. 5. 20.、2010. 6. 4)

## 第 5 章 産業災害補償保険及び予防基金

(産業災害補償保険及び予防基金の設置及び造成)

### 第 95 条

(1) 雇用労働部長官は、保険事業、産業災害予防事業に必要な財源を確保して保険給与に充当するため、産業災害補償保険及び予防基金(以下「基金」という。)を設置する。(改正 2010. 6. 4)

(2) 基金は、保険料、基金運用収益金、積立金、基金の決算上余剰金、政府又は政府ではない者の出資金及び寄付金、借入金、その他の収入金を財源として造成する。

(3) 政府は、産業災害予防事業を遂行するために、会計年度ごとに基金支出予算総額の 100 分の 3 の範囲内で、前項による政府の出資金を歳出予算に計上しなければならない。

(基金の用途)

### 第 96 条

(1) 基金は、次の各号の用途に使用する。(改正 2008. 12. 31.、2010. 1. 27)

1. 保険給与の支給及び返還金の返還
2. 借入金及び利子の償還
3. 公団への出捐
4. 「産業安全保健法」第 61 条の 3 による用途
5. 災害勤労者の福祉増進
6. 「韓国産業安全保健公団法」による韓国産業安全保健公団(以下「韓国産業安全保健公団」)

- という。)に対する出捐
7. 保険料徴収法第4条による業務を委託された者への出捐
  8. その他の保険事業及び基金の管理及び運用
- (2) 雇用労働部長官は、会計年度ごとに前項各号に該当する基金支出予算総額の100分の8以上を同項第4号及び第6号による用途に計上しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

#### (基金の用途)

#### 第96条

- (1) 基金は、次の各号の用途に使用する。 (改正 2008. 12. 31.、2010. 1. 27、2019. 1. 15)
1. 保険給与の支給及び返還金の返還
  2. 借入金及び利子の償還
  3. 公団への出捐
  4. 「産業安全保健法」第12条の3による用途
  5. 災害勤労者の福祉増進
  6. 「韓国産業安全保健公団法」による韓国産業安全保健公団(以下「韓国産業安全保健公団」という。)に対する出捐
  7. 保険料徴収法第4条による業務を委託された者への出捐
  8. その他の保険事業及び基金の管理及び運用
- (2) 雇用労働部長官は、会計年度ごとに前項各号に該当する基金支出予算総額の100分の8以上を同項第4号及び第6号による用途に計上しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 第1項第7号により基金から「国民健康保険法」第13条による国民健康保険公団に出捐する金額は、徴収業務(告知・収納・滞納業務をいう。)が占める比率等を基準として算定する。 (新設 2018. 6. 12)
- [施行日:2020. 1. 16]第96条

#### (基金の管理・運用)

#### 第97条

- (1) 基金は、雇用労働部長官が管理・運用する。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、次の各号の方法により基金を管理・運用しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
1. 金融機関又は逓信官署への預入及び金銭信託
  2. 財政資金への預託
  3. 投資信託等の収益証券の買入れ
  4. 国家・地方自治体又は金融機関が直接発行し、又は債務履行を保証する有価証券の買入れ
  5. その他の基金増殖のために大統領令で定める事業

- (3) 雇用労働部長官は、前項により基金を管理・運用するときは、その収益が大統領令で定める水準以上になるようにしなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (4) 雇用労働部長官は企業会計の原則により基金を計理しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (5) 雇用労働部長官は、基金の管理・運用に関する業務の一部を公団又は韓国産業安全保健公団に委託することができる。 (改正 2008. 12. 31.、2010. 6. 4)

(基金の運用計画)

第 98 条 雇用労働部長官は、会計年度ごとに委員会の審議を経て基金運用計画を立ててなければならぬ。 (改正 2010. 6. 4)

(責任準備金の積立)

第 99 条

- (1) 雇用労働部長官は、保険給与に充当するために責任準備金を積み立てなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、会計年度ごとに責任準備金を算定し、積立金保有額が責任準備金の金額を超過するときはその超過額を将来の保険給与支給財源として使用し、不足するときはその不足額を保険料収入により積み立てなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 第 1 項による責任準備金の算定基準及び積立に必要な事項は、大統領令で定める。

(余剰金及び損失金の処理)

第 100 条

- (1) 基金の決算上余剰金が出たときは、これを積立金として積み立てなければならない。
- (2) 基金の決算上損失金が出たときは、積立金を使用することができる。

(借入れ金)

第 101 条

- (1) 基金に属する経費を支給するために必要であるときは、基金の負担で借り入れることができる。
- (2) 基金から支給する現金が不足したときは、基金の負担で一時借入ができる。
- (3) 前項による一時借入金は、その会計年度内に償還しなければならない。

(基金の出納等)

第 102 条 基金を管理・運用をするときの出納手続き等に関する事項は、大統領令で定める。

## 第6章 審査請求及び再審査請求

(審査請求の提起)

### 第103条

(1) 次の各号のいずれか一つに該当する公団の決定等（以下「保険給与決定等」という。）に不服のある者は、公団に審査請求ができる。 (改正 2010. 5. 20、2018. 6. 12)

1. 第3章及び第3章の2による保険給与に関する決定
2. 第45条及び第91条の6第4項による診療費に関する決定
3. 第46条による薬剤費に関する決定
4. 第47条第2項による診療計画変更措置等
5. 第76条による保険給与の一時支給に関する決定
- 5の2. 第77条による合併症等予防管理に関する措置
6. 第84条による不当利得の徴収に関する決定
7. 第89条による受給権の代位に関する決定

(2) 前項による審査請求は、その保険給与決定等をした公団の所属機関を経て公団に提起しなければならない。

(3) 第1項による審査請求は、保険給与決定等があったことを知った日から90日以内にしなければならない。

(4) 第2項により審査請求書を受けた公団の所属機関は、5日以内に意見書を添付して公団に送らなければならない。

(5) 保険給与決定等については、「行政審判法」による行政審判を提起することはできない。

(産業災害補償保険審査委員会)

### 第104条

(1) 第103条による審査請求を審議するために、公団に関係専門家等で構成される産業災害補償保険審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(2) 審査委員会委員の除斥・忌避・回避に関しては、第108条を準用する。

(3) 審査委員会の構成及び運営に必要な事項は、大統領令で定める。

(審査請求に対する審理・決定)

### 第105条

(1) 公団は、第103条第4項により審査請求書を受けた日から60日以内に、審査委員会の審議を経て、審査請求に対する決定をしなければならない。ただし、やむを得ない理由によりその期間以内に決定をすることができないときは、1回に限って20日を超えない範囲内でその期間を延長することができる。

- (2) 前項本文にかかわらず、審査請求期間が経過した後に提起された審査請求等大統領令で定める理由に該当する場合は、審査委員会の審議を経ないことができる。
- (3) 第1項ただし書きにより決定期間を延長するときは、最初の決定期間が終わる7日前までに、審査請求人及び保険給与決定等をした公団の所属機関に通知しなければならない。
- (4) 公団は、審査請求の審理のために必要があるときは、請求人の申請又は職権で次の各号の行為をすることができる。
1. 請求人又は関係者を指定場所に出席させ、質問し、又は意見を述べさせること
  2. 請求人又は関係者に証拠になり得る文書又はその他の物を提出させること
  3. 専門的な知識及び経験を有する第三者に鑑定させること
  4. 所属職員に事件と関係がある事業場又はその他の場所に立ち入り、事業主・勤労者その他の関係者に質問させ、又は文書若しくはその他の物を検査させること
  5. 審査請求と関係がある勤労者に公団が指定する医師・歯科医者又は漢方医師（以下「医師等」という。）の診断を受けさせること
- (5) 前項第4号による質問又は検査をする公団の所属職員は、その権限を示す証票を携行し、これを関係者に示さなければならない。

(再審査請求の提起)

#### 第106条

- (1) 前条第1項による審査請求に対する決定に不服のある者は、次条による産業災害補償保険再審査委員会に再審査請求ができる。ただし、判定委員会の審議を経た保険給与に関する決定に不服のある者は、第103条による審査請求をせずに再審査請求ができる。
- (2) 前項による再審査請求は、その保険給与決定等をした公団の所属機関を経て、次条による産業災害補償保険再審査委員会に提起しなければならない。
- (3) 第1項による再審査請求は、審査請求に対する決定があったことを知った日から90日以内に提起しなければならない。ただし、第1項ただし書きにより審査請求を経ずに再審査請求をする場合は、保険給与に関する決定があったことを知った日から90日以内に提起しなければならない。
- (4) 再審査請求に関しては、第103条第4項を準用する。この場合「審査請求書」は「再審査請求書」と、「公団」は「産業災害補償保険再審査委員会」とみなす。

(産業災害補償保険再審査委員会)

#### 第107条

- (1) 前条による再審査請求を審理・裁決するために、雇用労働部に産業災害補償保険再審査委員会（以下「再審査委員会」という。）を置く。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 再審査委員会は、委員長1人を含む90人以内の委員で構成するものとし、委員のうち2人は



常任委員と、1人は当然職委員とする。 (改正 2018. 6. 12)

- (3) 再審査委員会の委員のうち5分の2に相当する委員は、第5項第2号から第5号までに該当する者のうちから勤労者団体及び使用者団体がそれぞれ推薦する者で構成する。この場合において、勤労者団体及び使用者団体が推薦した者は同数でなければならない。

(改正 2010. 1. 27)

- (4) 前項にかかわらず、勤労者団体又は使用者団体がそれぞれ推薦する者が委嘱しようとする全委員数の5分の1より少ない場合は、同項後段を適用せず、勤労者団体及び使用者団体が推薦する委員数を全委員数の5分の2未満とすることができる。

(新設 2010. 1. 27)

- (5) 再審査委員会の委員長及び委員は、次の各号のいずれか一つに該当する者のうちから雇用労働部長官の推薦により大統領が任命する。ただし、当然職委員は、雇用労働部長官が所属3級の一般職公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員のうちから指名する者とする。

(改正 2010. 1. 27.、2010. 6. 4)

1. 3級以上の公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員として在職し、又は在職していた者
2. 判事・検事・弁護士又は経歴10年以上の公認労務士
3. 「高等教育法」第2条による学校において副教授以上として在職し、又は在職していた者
4. 労働関係業務又は産業災害補償保険関連業務に15年以上従事した者
5. 社会保険及び産業医学に関する学識及び経験が豊富な者

- (6) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、委員に任命されることはできない。

(改正 2010. 1. 27, 2015. 1. 20)

1. 被成年後見人・被限定後見人又は破産宣告を受けて復権していない者
2. 禁固以上の刑を宣告されてその刑の執行が終了し、又は執行を受けないことが確定した後3年が過ぎていない者
3. 心身喪失者・心身薄弱者

- (7) 再審査委員会委員（当然職委員を除く。）の任期は3年とするものとし、再任ができ、委員長又は委員の任期が終了した場合において、その後任者が任命される時までその職務を遂行する。

(改正 2010. 1. 27、2018. 6. 12)

- (8) 再審査委員会の委員は、次の各号のいずれか一つに該当する場合のほかは、その意思に反して免職されない。

(改正 2010. 1. 27、2018. 6. 12)

1. 禁固以上の刑を宣告された場合
2. 長期の心身衰弱により職務を遂行できなくなった場合
3. 職務と関連した不正事実があり、又は再審査委員会委員の職を維持するのに適合しないと認められる不正事実がある場合

- (9) 再審査委員会、に事務局を置く。 (改正 2010. 1. 27)

- (10) 再審査委員会の組織・運営等に必要な事項は、大統領令で定める。 (改正 2010. 1. 27)

(委員の除斥・忌避・回避)

#### 第 108 条

- (1) 再審査委員会の委員は、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、その事件の審理・裁決から除斥される。
1. 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者がその事件の当事者になり、又はその事件に関して共同権利者又は義務者の関係にある場合
  2. 委員がその事件の当事者と「民法」第 777 条による親族又は親族であった場合
  3. 委員がその事件に関して証言又は鑑定をした場合
  4. 委員がその事件に関して当事者の代理人として関与し、又は関与していた場合
  5. 委員がその事件の対象である保険給与決定等に関与した場合
- (2) 当事者は、委員に審理・裁決の公正を期待することが困難な事情がある場合は、忌避申請ができる。
- (3) 委員は、前 2 項の理由に該当するときは、自らその事件の審理・裁決を回避することができる。
- (4) 事件の審理・裁決に関する事務に関与する委員でない職員についても、前 3 項の規定を準用する。

(再審査請求に対する審理及び裁決)

#### 第 109 条

- (1) 再審査請求に対する審理・裁決に関しては、第 105 条第 1 項及び同条第 3 項から第 5 項までを準用する。この場合は、「公団」は「再審査委員会」と、「審査委員会の審議を経て審査請求」は「再審査請求」と、「決定」は「裁決」と、「所属職員」は「再審査委員会の委員」と〔それぞれ〕みなす。
- (2) 再審査委員会の裁決は、公団を羈束〔拘束〕する。

(審査請求人及び再審査請求人の地位の継承)

第 110 条 審査請求人又は再審査請求人が死亡した場合は、その請求人が保険給与の受給権者であるときは第 62 条第 1 項又は第 81 条による遺族が、その他の者であるときは相続人又は審査請求若しくは再審査請求の対象である保険給与と関連した権利・利益を継承した者が、それぞれ請求人の地位を継承する。

(他の法律との関係)

#### 第 111 条

- (1) 第 103 条及び第 106 条による審査請求及び再審査請求の提起は、時効の中断に関して「民法」

第 168 条による裁判上の請求とみなす。

(2) 第 106 条による再審査請求に対する裁決は、「行政訴訟法」第 18 条を適用するとき、行政審判に対する裁決とみなす。

(3) 第 103 条及び第 106 条による審査請求及び再審査請求に関してこの法律で定めていない事項については、「行政審判法」による。

## 第 7 章 補則

### (不利益処遇の禁止)

第 111 条の 2 事業主は、勤労者が保険給与を申請したことを理由として勤労者を解雇し、又はその他に勤労者に不利益な処遇をしてはならない。

[本条新設 2016. 12. 27.]

### (時効)

#### 第 112 条

(1) 次の各号の権利は、3 年間行使しなければ時効により消滅する。ただし、第 1 号の保険給与のうち障害給与、遺族給与、葬儀費、塵肺補償年金及び塵肺遺族年金を受ける権利は、5 年間行使しなければ時効の完成により消滅する。 (改正 2010. 1. 27、2018. 6. 12)

1. 第 36 条第 1 項による保険給与を受ける権利
2. 第 45 条による産災保険医療機関の権利
3. 第 46 条による薬局の権利
4. 第 89 条による保険加入者の権利
5. 第 90 条第 1 項による国民健康保険公団等の権利

(2) 前項による消滅時効に関しては、この法律に規定されたもののほかは、「民法」による。

### (時効の中断)

第 113 条 前条による消滅時効は、第 36 条第 2 項による請求により中断される。この場合において、請求が第 5 条第 1 号による業務上災害の有無の判断を必要とする最初の請求人による場合は、その請求による時効中断の効力は、第 36 条第 1 項で定めた他の保険給与にも及ぶ。

### (報告等)

#### 第 114 条

(1) 公団は、必要であると認められるときは、大統領令で定めるところにより、この法律の適用を受ける事業の事業主又はその事業に従事する勤労者及び保険料徴収法第 33 条による保険事務代行機関（以下「保険事務代行機関」という。）に対し、保険事業に関して必要な報告又は

関係書類の提出を要求することができる。

- (2) 障害補償年金、遺族補償年金、じん肺補償年金又はじん肺遺族年金を受ける権利がある者は、保険給与支給に必要な事項であって大統領令で定める事項を公団に申告しなければならない。  
(改正 2010. 5. 20)
- (3) 受給権者及び受給権があった者は、受給権の変動に関連した事項であって大統領令で定める事項を公団に申告しなければならない。
- (4) 受給権者が死亡したときは、「家族関係の登録等に関する法律」第 85 条による申告義務者は、1 カ月以内にその死亡の事実を公団に申告しなければならない。

(年金受給権者等の出国申告等)

#### 第 115 条

- (1) 大韓民国国民である障害補償年金受給権者、遺族補償年金受給権者、じん肺補償年金受給権者、じん肺遺族年金受給権者（以下この条において「障害補償年金受給権者等」という。）又は遺族補償年金・じん肺遺族年金受給資格者が外国で居住するために出国する場合は、障害補償年金受給権者等はこれを公団に申告しなければならない。  
(改正 2010. 5. 20)
- (2) 障害補償年金受給権者等及び遺族補償年金・じん肺遺族年金受給資格者が外国で居住する期間に障害補償年金、遺族補償年金、じん肺補償年金又はじん肺遺族年金を受ける場合は、障害補償年金受給権者等はその受給権又は受給資格に関連した事項であって大統領令で定める事項を、毎年 1 回以上雇用労働部令で定めるところにより公団に申告しなければならない。  
(改正 2010. 6. 4.、2010. 5. 20)

[題名改正 2010. 5. 20]

(事業主の助力)

#### 第 116 条

- (1) 保険給与を受ける者が事故により保険給与の請求等の手続きを行うことが困難であるときは、事業主はこれを助けなければならない。
- (2) 事業主は、保険給与を受ける者が保険給与を受けるために必要な証明を要求したときは、その証明をしなければならない。
- (3) 事業主の行方不明その他のやむを得ない理由により前項による証明ができないときは、その証明を省略することができる。

(事業場等に対する調査)

#### 第 117 条

- (1) 公団は、保険給与に関する決定、審査請求の審理・決定等のために確認が必要であると認めるときは、所属職員によりこの法律の適用を受ける事業の事務所若しくは事業場又は保険事務

代行機関の事務所に立ち入り、関係者に質問をさせ、又は関係書類を調査させることができる。

- (2) 前項の場合は、公団職員は、その権限を示す証票を携行し、これを関係者に示さなければならない。

(産災保険医療機関に対する調査等)

#### 第 118 条

- (1) 公団は、保険給与に関して必要であると認めるときは、大統領令で定めるところにより、保険給与を受ける勤労者を診療した産災保険医療機関（医師を含む。以下この条において同じ。）に対し、その勤労者の診療に関する報告若しくはその診療に関する書類若しくは物の提出を要求し、又は所属職員によりその関係者に質問をさせ、若しくは関係書類若しくは物を調査させることができる。
- (2) 前項の調査に関しては、前条第 2 項を準用する。

(診察要求)

第 119 条 公団は、保険給与に関して必要であると認めるときは、大統領令で定めるところにより、保険給与を受けた者又はこれを受けようとする者に対し、産災保険医療機関において診察を受けることを要求することができる。

(報奨金の支給)

第 119 条の 2 公団は、第 84 条第 1 項及び同条第 3 項により保険給与、診療費又は薬剤費を不当に支給された者を申告した者に対し、予算の範囲内で雇用労働部令で定めるところにより報奨金を支給できる。

(改正 2010. 6. 4)

[本条新設 2010. 5. 20]

(保険給与の一時停止)

#### 第 120 条

- (1) 公団は、保険給与を受けようとする者が次の各号のいずれか一つに該当したときは、保険給与の支給を一時中止することができる。
- (改正 2010. 5. 20)
1. 療養中である勤労者が第 48 条第 1 項による公団の全身療養指示に正当な理由なく従わない場合
  2. 第 59 条により公団が職権で実施する障害等級又はじん肺障害等級判定要求に応じない場合
  3. 第 114 条又は第 115 条による報告・書類提出又は申告をしない場合
  4. 第 117 条による質問又は調査に応じない場合
  5. 前条による診察要求に従わない場合

- (2) 前項による一時停止の対象となる保険給与の種類、一時停止の期間及び一時停止手続きは、大統領令で定める。

(国外の事業に対する特例)

#### 第 121 条

- (1) 国外勤務期間に発生した勤労者の災害を補償するために我が国が当事国となった社会保障に関する条約又は協定（以下「社会保障関連条約」という。）で定める国家又は地域における事業については、雇用労働部長官が金融委員会と協議して指定する者（以下「保険会社」という。）に、この法律による保険事業を自らの計算で営ませることができる。

（改正 2008. 2. 29.、2010. 1. 27.、2010. 6. 4）

- (2) 保険会社は、「保険業法」による事業方法により保険事業を営む。この場合において、保険会社が支給する保険給与は、この法律による保険給与よりも勤労者に不利益であってはならない。
- (3) 第 1 項により保険事業を営む保険会社は、この法律が勤労者のための社会保障関連条約により政府が負担するすべての責任を誠実に履行しなければならない。
- (4) 第 1 項による国外の事業及びこれを対象とする保険事業に関しては、第 2 条、第 3 条第 1 項、第 6 条ただし書き、第 8 条、第 82 条第 1 項、第 5 章及び第 6 章を適用しない。
- (5) 保険会社は、第 1 項による保険事業を営むときは、この法律による公団の権限を行使することができる。

(海外派遣者に対する特例)

#### 第 122 条

- (1) 保険料徴収法第 5 条第 3 項及び第 4 項による保険加入者が大韓民国以外の地域（雇用労働部令で定める地域は除く。）で行う事業に勤労させるために派遣する者（以下「海外派遣者」という。）について、公団に保険加入申請をして承認を受けたときは、海外派遣者をその加入者の大韓民国領域内の事業（2 個以上の事業がある場合は、主な事業をいう。）に使用する勤労者とみなしてこの法律を適用することができる。

（改正 2010. 6. 4）

- (2) 海外派遣者の保険給与の基礎になる賃金額は、その事業に使用される同じ職種の勤労者の賃金額及びその他の事情を考慮して雇用労働部長官が定めて告示する金額とする。

（改正 2010. 6. 4）

- (3) 海外派遣者に対する保険給与の支給等に必要な事項は、雇用労働部令で定める。

（改正 2010. 6. 4）

- (4) 第 1 項によりこの法律の適用を受ける海外派遣者の保険料の算定、保険加入の申請及び承認、保険料の申告及び納付、保険関係の消滅、その他の必要な事項は、保険料徴収法で定めるところによる。



(現場実習生に対する特例)

#### 第 123 条

- (1) この法律が適用される事業において現場実習をしている学生及び職業訓練生（以下「現場実習生」という。）のうち雇用労働部長官が定める現場実習生は、第 5 条第 2 号にかかわらず、この法律を適用するときはその事業に使用される勤労者とみなす。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 現場実習生が実習と関連して被った災害は、業務上災害とみなして第 36 条第 1 項による保険給与を支給する。 (改正 2010. 5. 20)
- (3) 現場実習生に対する保険給与の基礎になる賃金額は、現場実習生が支給される訓練手当等すべての金品とするものとし、これを適用することが現場実習生の災害補償に適切でない認められるときは、雇用労働部長官が定めて告示する金額とすることができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (4) 現場実習生に対する保険給与の支給等に必要な事項は、大統領令で定める。
- (5) 現場実習生に対する保険料の算定・申告及び納付等に関する事項は、保険料徴収法で定めるところによる。

(中・小企業事業主に対する特例)

#### 第 124 条

- (1) 大統領令で定める中・小企業事業主（勤労者を使用しない者を含む。以下この条において同じ。）は、公団の承認を受けて、自己又は遺族を保険給与を受けることができる者として保険に加入することができる。この場合は、第 5 条第 2 号にかかわらず、その事業主は、この法律を適用するときは勤労者とみなす。
- (2) 前項による中・小企業事業主に対する保険給与の支給事由となる業務上災害の認定範囲は、大統領令で定める。
- (3) 第 1 項による中・小企業事業主に対する保険給与の算定基準になる平均賃金は、雇用労働部長官が定めて告示する金額とする。 (改正 2010. 6. 4)
- (4) 第 2 項による業務上災害が保険料の滞納期間に発生したときは、大統領令で定めるところにより、その災害に対する保険給与の全部又は一部を支給しないことができる。
- (5) 中・小企業事業主に対する保険給与の支給等に必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)
- (6) 第 1 項によりこの法律の適用を受ける中・小企業事業主の保険料の算定、保険加入の申請及び承認、保険料の申告及び納付、保険関係の消滅、その他の必要な事項は、保険料徴収法で定めるところによる。

(特殊形態勤労従事者に対する特例)

## 第 125 条

(1) 契約の形式に関係なく、勤労者と類似して労務を提供する等「勤労基準法」等が適用されないものの業務上災害から保護する必要がある者であって次の各号すべてに該当する者のうち大統領令で定める職種に従事する者（以下この条において「特殊形態勤労従事者」という。）の労務を提供される事業は、第 6 条にかかわらず、この法律の適用を受ける事業とみなす。

(改正 2010. 1. 27)

1. 主に一つの事業にその運営に必要な労務を常時的に〔専ら〕提供して報酬を受けて生活すること
  2. 労務を提供するに当たって他の者を使用しないこと
- (2) 特殊形態勤労従事者は、第 5 条第 2 号にかかわらず、この法律を適用するときはその事業の勤労者とみなす。ただし、特殊形態勤労従事者が第 4 項によりこの法律の適用除外を申請した場合は、勤労者とみなさない。
- (改正 2010. 1. 27)
- (3) 事業主は、特殊形態勤労従事者から労務を提供され、又は提供されなくなった場合は、これを大統領令で定めるところにより公団に申告しなければならない。
- (4) 特殊形態勤労従事者は、この法律の適用を希望しない場合は、保険料徴収法で定めるところにより、公団にこの法律の適用除外を申請することができる。ただし、事業主が保険料を全額負担する特殊形態勤労従事者の場合は、この限りでない。
- (5) 前項によりこの法律の適用除外を申請した場合は、申請した日の次の日からこの法律を適用しない。ただし、初めてこの法律の適用を受けた日から 70 日以内にこの法律の適用除外を申請した場合は、初めてこの法律の適用を受けた日まで遡及してこの法律を適用しない。
- (6) 前 2 項によりこの法律の適用を受けない者が再びこの法律の適用を受けるために公団に申請した場合は、次の保険年度からこの法律を適用する。
- (7) 第 1 項によりこの法律の適用を受ける特殊形態勤労従事者に対する保険関係の成立・消滅及び変更、法適用除外及び再適用の申請、保険料の算定・申告・納付、保険料又はその他の徴収金の徴収に必要な事項は、保険料徴収法で定めるところによる。
- (8) 特殊形態勤労従事者に対する保険給与の算定基準となる平均賃金は、雇用労働部長官が告示する金額とする。
- (改正 2010. 6. 4)
- (9) 特殊形態勤労従事者に対する保険給与支給事由である業務上災害の認定基準は、大統領令で定める。
- (10) 前項による業務上災害が保険料滞納期間中に発生した場合は、大統領令で定めるところにより、その業務上災害による保険給与の全部又は一部を支給しないことができる。
- (11) 特殊形態勤労従事者に対する保険給与の支給等に必要事項は、雇用労働部令で定める。

(新設 2010. 1. 27.、2010. 6. 4)

※第 1 項の大統領令で定める職種としては、保険又は共済の募集人、コンクリート・ミキサー車の運転手、

学習紙の教師、ゴルフ場キャディー、宅配業務従事者、クイック宅配便従事者が指定されている。

(施行令第 125 条)

(「国民基礎生活保障法」上の受給者に対する特例)

#### 第 126 条

- (1) 第 5 条第 2 号による勤労者でない者であって「国民基礎生活保障法」第 15 条による自活給与受給者のうち雇用労働部長官が定めて告示する事業に従事する者は、第 5 条第 2 号にかかわらず、この法律の適用を受ける勤労者とみなす。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 自活給与受給者の保険料算定及び保険給与の基礎になる賃金額は、自活給与受給者が前項の事業に参加して受ける自活給与とする。

(罰則適用における公務員擬制)

第 126 条の 2 再審査委員会委員のうち公務員でない委員は、「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定を適用するときは、公務員とみなす。

[本条新設 2018. 6. 12.]

## 第 8 章 罰則

(罰則)

#### 第 127 条

- (1) 産災保険医療機関又は第 46 条第 1 項による薬局の従事者であって、偽り又はその他の不正な方法により診療費又は薬剤費を支給された者は、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。
- (2) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、2 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。 (改正 2016. 12. 27、2018. 6. 12)
1. 偽り又はその他の不正な方法により保険給与を受けた者
  2. 偽り又はその他の不正な方法により保険給与を受けさせ、又はその幫助をした者
  3. 第 111 条の 2 に違反して、勤労者を解雇し、又はその他の勤労者に不利益な処遇をした事業主
- (3) 第 21 条第 3 項に違反して秘密を漏洩した者は、2 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。 (改正 2010. 1. 27)

(両罰規定)

第 128 条 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関して第 127 条第 1 項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その

法人又は個人にも当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意及び監督を怠らなかつた場合は、この限りでない。

[条文改正 2009. 1. 7]

(過怠金)

#### 第 129 条

(1) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、200 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

(改正 2010. 1. 27)

1. 第 34 条に違反して、勤労福祉公団又はこれと類似した名称を使用した者
2. 第 45 条第 1 項に違反して、公団ではない者に診療費を請求した者

(2) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、100 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

1. 第 47 条第 1 項による診療計画を正当な理由なく提出しなかつた者
2. 第 105 条第 4 項 (第 109 条第 1 項において準用する場合を含む。) による質問に答えず、若しくは虚偽の返事をし、又は検査を拒否・妨害若しくは忌避した者
3. 第 114 条第 1 項又は第 118 条による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は書類若しくは物の提出命令に従わなかつた者
4. 第 117 条又は第 118 条による公団の所属職員の質問に対して返事を拒否し、又は調査を拒否・妨害若しくは忌避した者
5. 第 125 条第 3 項による申告をしなかつた者

(3) 前 2 項による過怠金は、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が賦課・徴収する。

(改正 2010. 6. 4)

(4) 削除 (2010. 1. 27)

(5) 削除 (2010. 1. 27)

(6) 削除 (2010. 1. 27)

#### 付則 (法律第 8694 号、2007. 12. 14)

(施行日)

第 1 条 この法律は、2008 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 70 条の改正規定及び付則第 14 条は、公布の日から施行する。

(平均賃金の増減に関する特例)

第 2 条第 36 条第 3 項の改正規定にかかわらず、2013 年以後は、次の各号の区分による年齢に到達した以後に消費者物価変動率により平均賃金を増減する。

1. 2013年から2017年まで：61歳
2. 2018年から2022年まで：62歳
3. 2023年から2027年まで：63歳
4. 2028年から2032年まで：64歳
5. 2033年以後：65歳

(看病給与に関する適用例)

第3条 法律第8373号「産業災害補償保険法全部改正法律」付則第2条により看病給与の支給対象にならない者であってこの法律第61条による看病給与の支給対象になる者は、この法律の施行以後支給事由が発生した看病給与から支給する。

(生存確認による徴収金に関する適用例)

第4条 第39条第2項の改正規定は、この法律の施行以後生存が確認された者から適用する。

(休業給与等に関する適用例)

第5条

- (1) 第52条及び第54条から第56条までの改正規定は、この法律の施行以後新しく療養又は再療養を開始する者から適用する。
- (2) 第53条の改正規定は、この法律の施行の際に療養又は再療養中である者であって一定期間又は短時間就業した者に対しても適用する。

(障害給与に関する適用例)

第6条 第57条から第60条までの改正規定は、この法律の施行以後治癒し、障害給与請求事由が発生した者から適用する。

(再療養による障害給与に関する適用例)

第7条 第60条第1項の改正規定は、この法律の施行以後新たに再療養を受ける障害補償年金受給権者から適用する。

(遺族補償年金受給権者の行方不明に関する適用例)

第8条 第64条第3項の改正規定は、この法律の施行以後行方不明になった者から適用する。

(傷病補償年金に関する適用例)

第9条 第66条から第69条までの改正規定は、この法律の施行以後新たに療養又は再療養を開始する者から適用する。

(年金の支給時期に関する適用例)

第 10 条 第 70 条の改正規定は、この法律の公布日が属する月の年金分から適用する。

(職業リハビリ給与に関する適用例)

第 11 条

(1) 第 73 条及び第 74 条の改正規定は、この法律の施行以後治癒し、障害給与を受けた者から適用する。

(2) 第 75 条の改正規定は、この法律の施行以後治癒し、障害給与を受けた者について雇用を維持し、又は職場適応訓練若しくはリハビリ運動を実施する者から適用する。

(不当利得徴収に関する適用例)

第 12 条

(1) 第 84 条第 1 項後段の改正規定は、この法律の施行以後この法律による療養給与を支給された者から適用する。

(2) 第 84 条第 3 項の改正規定は、この法律の施行以後産災保険医療機関又は第 46 条第 1 項による薬局が診療費又は薬剤費を支給された場合から適用する。

(公団の役員に対する経過措置)

第 13 条 従前の規定により任命された公団の役員は、この法律により任命されたものとみなし、役員の任期は従前の規定により任命された日から起算する。

(財団法人産災医療管理院に関する経過措置)

第 14 条

(1) この法律の公布の際に、従前の第 32 条第 2 項により設立されちた管理機構である財団法人産災医療管理院（以下「管理院」という。）は、この法律の公布後、産災医療院の定款を作成して労働部長官の許可を受けなければならない。

(2) 管理院は、前項による許可を受けて、2008 年 7 月 1 日に産災医療院の設立登記をしなければならない。

(3) 管理院は、前項により設立登記を終えたときは、「民法」中法人の解散及び清算に関する規定にかかわらず、解散したとみなす。

(4) この法律による産災医療院は、設立登記日に管理院のすべての権利・義務及び財産を継承する。

(5) 産災医療院の設立当時の管理院の役職員は、この法律による産災医療院の役職員とみなし、役員の任期は、従前の規定により任命された日から起算する。



(処分等に関する一般的経過措置)

第 15 条 この法律の施行の際、従前の規定による行政機関の行為又は行政機関に対する行為は、それに該当するこの法律による行政機関の行為又は行政機関に対する行為とみなす。

(過怠金に関する経過措置)

第 16 条 この法律の施行前の行為に関して怠金規定を適用するときは、従前の例による。

(最高・最低補償基準金額に関する経過措置)

第 17 条 第 36 条第 7 項及び第 8 項の改正規定による最高補償基準金額及び最低補償基準金額がそれぞれこの法律施行の際に従前の第 35 条第 6 項により告示されていた最高補償基準金額及び最低補償基準金額より少ないときは、従前の規定により告示された最高補償基準金額及び最低補償基準金額を適用する。

(産災保険医療機関に関する経過措置)

第 18 条 この法律の施行の際に、従前の第 37 条第 2 項により公団が指定していた医療機関は、この法律第 43 条の改正規定による産災保険医療機関とみなす。

(再療養による障害給与に関する経過措置)

第 19 条 この法律の施行の際に、障害補償年金の受給権者であって再療養を受けていた者については、第 60 条第 1 項の改正規定にかかわらず、従前の規定による。

(休業給与に関する経過措置)

第 20 条 この法律の施行の際に、療養又は再療養を受けていた者は、第 52 条及び第 54 条から第 56 条までの改正規定にかかわらず、従前の規定による。

(障害補償年金受給権の消滅及び障害等級の再判定に関する経過措置)

第 21 条

(1) この法律の施行の際に、韓民国国民でない者が外国で居住して障害補償年金を受けていた場合は、第 58 条の改正規定にかかわらず、従前の規定による。

(2) この法律の施行の際に、従前の規定により障害補償年金を受けていた者は、第 59 条の改正規定にかかわらず、障害等級の再判定をしない。

(傷病補償年金に関する経過措置)

第 22 条 この法律の施行の際に、療養又は再療養を受けていた者は、第 66 条から第 69 条までの改

正規定にかかわらず、従前の規定による。

(審査及び再審査請求等に関する経過措置)

#### 第 23 条

- (1) この法律の施行前に従前の規定により公団又は産業災害補償保険審査委員会に提起されていた審査請求又は再審査請求は、それぞれこの法律により公団又は産業災害補償保険再審査委員会に提起された審査請求又は再審査請求とみなす。
- (2) この法律の施行前に従前の規定により提起されていた審査請求又は再審査請求に対する審理・決定又は審理・裁決は、それぞれ第 105 条及び第 109 条の改正規定による。

(再審査委員会及び委員に対する経過措置)

#### 第 24 条

- (1) この法律の施行の際の従前の規定による産業災害補償保険審査委員会は、この法律による産業災害補償保険再審査委員会とみなす。
- (2) この法律の施行の際に、従前の規定により任命されていた産業災害補償保険審査委員会の委員は、この法律により任命された産業災害補償保険再審査委員会の委員とみなし、任期は従前の任命日から起算する。

(他の法律の改正)

#### 第 25 条 (略)

(他の法令との関係)

#### 第 26 条

- (1) この法律の施行の際に、他の法令において従前の「産業災害補償保険法」又はその規定を引用していた場合は、この法律の中でそれに該当する規定があるときは、従前の規定に代えてこの法律又はこの法律の当該規定を引用したものとみなす。
- (2) この法律の施行の際に、他の法令において従前の財団法人産災医療管理院を引用していた場合は、第 33 条による韓国産災医療院を引用したものとみなす。

#### 付則 (法律第 9988 号、2010. 1. 27)

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 11 条、第 16 条第 1 項、第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 43 条、第 72 条第 1 項第 1 号、第 75 条及び第 96 条第 1 項第 3 号の改

正規定及び付則第 5 条・第 6 条は、公布後 3 カ月が経過した日から施行し、第 85 条及び第 96 条第 1 項第 7 号の改正規定は、2011 年 1 月 1 日から施行する。

(医療機関指定制限に関する適用例)

第 2 条 第 43 条第 4 項の改正規定は、同改正規定の施行後、指定が取り消しとなった医療機関の場合から適用する。

(職場復帰支援金等に関する適用例)

第 3 条 第 75 条の改正規定は、同改正規定の施行後、職場復帰支援金等を申請する場合から適用する。

(韓国産災医療院に対する経過措置)

第 4 条

- (1) 韓国産災医療院は、この法律の公布後 3 カ月が経過した日に解散する。
- (2) 前項による解散の際に、韓国産災医療院の財産及び権利・義務は公団が包括継承し、その財産及び権利・義務に関する登記簿及びその他の公簿に表示された韓国産災医療院の名義は、公団の名義とみなす。
- (3) 第 1 項により公団が包括継承する財産の価額は、第 1 項による解散日前日の帳簿価額とする。
- (4) 韓国産災医療院職員に対する雇用関係は、公団が包括継承し、役員は解散日に当然退職したものとみなす。
- (5) 韓国産災医療院の解散当時の政府出捐金は、韓国産災医療院の解散日に公団に出捐されたものとみなす。

(他の法律の改正)

第 5 条 (略)

(他の法令との関係)

第 6 条 この法律施行の際に、他の法令において従前の韓国産災医療院を引用していた場合は、公団を引用したものとみなす。

付則 (法律第 10305 号、2010. 5. 20)

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。ただし、第 16 条第 3 項、第 40 条第

6 項、第 43 条第 1 項第 2 号及び第 48 条第 1 項第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。

(じん肺によるじん肺補償年金の支給に関する適用例)

## 第 2 条

- (1) 第 36 条第 1 項・第 2 項及び第 91 条の 3 の改正規定は、従前の規定によりじん肺により障害補償年金を受けている者（この法律の施行前に支給事由が発生した者を含む。）に対しても適用するものとし、従前の規定により算定された障害補償年金額が同改正規定により算定されたじん肺補償年金額より多い場合は、従前の規定により障害補償年金を引き続き支給する。
- (2) 第 36 条第 1 項・第 2 項及び第 91 条の 3 の改正規定は、従前の規定によりじん肺により障害補償年金を受けている者（この法律施行前に支給事由が発生した者を含む。）のうちこの法律の施行後にじん肺障害等級が変更（従前の障害等級と比較して等級の級数が違う場合をいう。以下この条において同じ。）となった者に対しても適用するものとし、従前の規定により算定された障害補償年金額が同改正規定により算定されたじん肺補償年金額より多い場合は、従前の規定により障害補償年金を引き続き支給する。
- (3) 第 36 条第 1 項・第 2 項及び第 91 条の 3 の改正規定は、従前の規定によりじん肺により障害補償一時金を受けた者（この法律施行前に支給事由が発生した者を含む。）に対しても適用するものとし、同改正規定によるじん肺補償年金額のうち基礎年金額のみを支給する。
- (4) 第 36 条第 1 項・第 2 項及び第 91 条の 3 の改正規定は、従前の規定によりじん肺により障害補償一時金を受けた者（この法律施行前に支給事由が発生した者を含む。）のうちこの法律施行後にじん肺障害等級が変更された者に対しても適用するものとし、同改正規定により変更されたじん肺障害等級に相当するじん肺障害年金日数から従前の障害等級に相当するじん肺障害年金日数を控除して残った日数を基準としてじん肺障害年金額を算定して支給する。

(じん肺による休業給与等の支給に関する経過措置)

第 3 条 この法律の施行の際に、じん肺により療養又は再療養を受けている者（この法律施行前に支給事由が発生した者を含む。）に対する休業給与及び傷病補償年金の支給に関しては、その療養又は再療養が終結する前までは、第 36 条第 1 項・第 2 項及び第 91 条の 3 の改正規定にかかわらず、第 52 条から第 56 条まで及び第 66 条から第 69 条までの規定による。

(じん肺による遺族給与の支給に関する経過措置)

## 第 4 条

- (1) この法律の施行の際に、じん肺により療養又は再療養を受けている者（この法律施行前に支給事由が発生した者を含む。）がこの法律施行後も引き続き療養又は再療養を受けてじん肺で死亡した場合は、その者に関する遺族補償年金又は遺族補償一時金の支給に関しては、第 36 条第 1 項・第 2 項及び第 91 条の 4 の改正規定にかかわらず、第 62 条から第 65 条までの規定

による。

- (2) この法律の施行の際に、じん肺により遺族補償年金を受けている者（この法律施行前に支給事由が発生した者を含む。）に関しては、第36条第1項・第2項及び第91条の4の改正規定にかかわらず、第62条から第64条までの規定による。

(平均賃金増減に関する経過措置)

- 第5条 この法律の施行の際に、じん肺による休業給与、障害補償年金、傷病補償年金又は遺族補償年金を受けている者（この法律施行前に支給事由が発生した者を含む。）の平均賃金の増減に関しては、第36条第3項の改正規定にかかわらず、従前の規定による。

(他の法律の改正)

- 第6条 (略)

付則（法律第11569号、2012.12.18）

(施行日)

- 第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(遺族補償年金受給資格に関する適用例)

- 第2条 第63条第1項及び第64条第1項の改正規定は、この法律の施行後最初に勤労者が業務上の事由で死亡した場合から適用する。

付則（法律第13045号、2015.1.20.）

(施行日)

- 第1条 この法律は、公布後3カ月が経過した日から施行する。

(国民健康保険療養給与費用の精算に関する適用例)

- 第2条 第90条の2の改正規定は、第40条による療養又は再療養が終了した後2年が経過していない者がこの法律の施行後「国民健康保険法」第41条により受ける療養給与から適用する。

(禁治産者等に関する経過措置)

- 第3条 第107条第6項第1号の改正規定による被成年後見人又は被限定後見人には、法律第10429

号民法一部改正法律付則第 2 条により禁治産又は限定治産宣告の効力が維持される者が含まれるものとみなす。

**付則（法律第 14499 号、2016. 12. 27）**

この法律は、公布の日から施行する。

**付則（法律第 14933 号、2017. 10. 24）**

この法律は、2018 年 1 月 1 日から施行する。

**付則（法律第 15665 号、2018. 6. 12）**

**（施行日）**

第 1 条 この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第 26 条第 2 項、第 36 条第 7 項、第 54 条第 2 項、第 97 条第 4 項及び第 107 条第 2 項・第 7 項の改正規定は、公布の日から施行し、第 107 条第 8 項、第 126 条の 2、第 127 条第 2 項の改正規定は、公布後 3 ヶ月が経過した日から[それぞれ]施行する。

**（遺族補償年金受給資格の適用例）**

第 2 条 第 63 条第 1 項及び第 64 条第 1 項の改正規定は、この法律の施行の際に遺族補償年金を受給している子についても適用する。

**（職場適応訓練費に関する適用例）**

第 3 条 第 72 条第 1 項第 2 号の改正規定は、この法律の施行後最初に実施する職場適応訓練から適用する。

**（不当利得の徴収に関する適用例）**

第 4 条 第 84 条第 4 項の改正規定は、この法律の施行後最初に不正受給の事実を自主的に申告した場合から適用する。